

平成 2 5 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年度決算審査（公営企業各会計）、平成21年定例監査、平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）、平成22年定例監査、平成23年定例監査、平成23年財政援助団体等監査、平成23年度決算審査（各会計歳入歳出及び公営企業各会計）、平成24年定例監査、平成24年工事監査、平成24年財政援助団体等監査及び平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成25年6月3日

東京都監査委員	小	沢	昌	也
同	服	部	ゆ	くお
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	金	子	庸	子

目 次

第1 措置の概要	1
第2 措置の進捗状況	13
第3 通知の内容	
平成20年度決算審査（公営企業各会計）	14
平成21年定例監査	15
平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）	17
平成22年定例監査	18
平成23年定例監査	22
平成23年財政援助団体等監査	28
平成23年度決算審査（各会計歳入歳出）	30
平成23年度決算審査（公営企業各会計）	30
平成24年定例監査	31
平成24年工事監査	50
平成24年財政援助団体等監査	62
平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）	77

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、130件の通知を受け、対象となる監査において指摘等をした708件のうち、608件（85.9%）が改善済みとなった。

今回、措置通知があったものの監査種別ごとの内訳は表2のとおりである。

また、監査種別ごとの改善措置の内容はおおむね、表3のとおりである。

（表1）措置状況

（単位：件）

措置対象 A	改善済み			改善中 A-D
	前回まで B	今回通知 C	計 D=B+C	
708	478	130	608	100

（表2）今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別	件数	小計	
定例監査	平成21年	3	60
	平成22年	9	
	平成23年	10	
	平成24年	33	
行政監査	平成21年	1	
	平成24年	4	
工事監査	平成24年	27	27
財政援助団体等監査	平成23年	3	40
	平成24年	37	
各会計歳入歳出決算審査	平成23年度	1	3
公営企業各会計決算審査	平成20年度	1	
	平成23年度	1	
合 計			130

(表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
1 定例監査・行政監査		
(1) 収入管理 ・滞納整理	14	○システム間の金額の不一致を防止するため、手順書を策定したもの (P. 3) ○徴収停止後の事後調査を開始したもの (P. 4)
(2) 業務委託	10	○委託業務の指示方法を見直したもの (P. 4)
(3) 契約事務	16	○印刷物作成に競争入札を導入したもの (P. 5) ○借上駐車場の契約台数を見直したもの (P. 5)
(4) 財産管理	8	○使用許可条件を見直し、所有地の効率的な利用を図ったもの (P. 6)
(5) その他	12	○ディーゼル車運行規制の取締りを公平・適正に行うために、要領を改めたもの (P. 7) ○毒・劇物、危険物の適正管理に向け、周知徹底を図ったもの (P. 7)
小計	60	
2 工事監査		
(1) 積算事務	20	○積算誤り防止のため、再発防止策を検討し、周知を図ったもの (P. 8) ○積算誤り防止のため、確認方法を改善したもの (P. 8)
(2) その他	7	○工事の安全対策を確実に実施するため、受注者への指導・監督を強化したもの (P. 9)
小計	27	
3 財政援助団体等監査		
(1) 補助金額の算定	20	○過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの (P. 10) ○要綱を改正し、補助金の重複禁止を明記したもの (P. 10)
(2) 会計・経理事務	10	○法人事業税・住民税について修正申告を行ったもの (P. 11)
(3) その他	10	○個人情報保護について、都への事故報告を行うとともに、徹底を図ったもの (P. 12)
小計	40	
4 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査		
(1) 財産の登載・会計処理	3	○財産に関する調書への登載誤りを修正したもの (P. 12)
小計	3	
合計	130	

1 定例監査・行政監査

(1) 収入管理・滞納整理

○ システム間の金額の不一致を防止するため、手順書を策定したもの

平成22年定例監査 No. 12 (P. 19)

指摘の概要

都立病院における診療報酬について、個人別に未収金を管理している医事会計システムでの合計額と、個人を特定せずに合算値で管理している財務会計システムでの金額は、不一致が生じている。

調定額の修正などに伴い、収入額に変更が生じる場合などには、適宜、両システムに入力を行うが、その際、入力漏れや不一致のないよう行う必要がある。

しかしながら、各病院では、修正漏れを防止するための帳票が活用されておらず、また、各病院では事務処理手順を工夫しているものの、病院間では統一されていない。

病院経営本部は、病院間の情報交換を促進するとともに、不一致額発生の原因を分析した上で、個々の原因に応じた措置を各病院に指示し、システムの活用方法に係る更なる情報提供を行うなど、システム間における個人未収金の不一致額の発生防止に取り組む必要がある。

措置の概要

病院経営本部は、医事業務改善PT作業部会における検討や巡回点検の結果をもとにシステムを構築するとともに、不一致額分析の手順書を策定し、不一致額発生の防止を図った。

○ 徴収停止後の事後調査を開始したもの

平成23年定例監査 No. 20 (P. 24)

指摘の概要

産業労働局では、中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金について、要綱を定め、徴収停止決定を行っている。

徴収停止決定後も、事情変更等がみとめられた場合には徴収停止継続の可否を判断する必要があるが、徴収停止決定後の事後調査について実施基準等を定めておらず、事後調査を実施していなかった。

措置の概要

産業労働局は、事後調査実施要領を策定し、徴収停止後の事後調査を実施した。

(2) 業務委託

○ 委託業務の指示方法を見直したもの

平成24年定例監査 No. 54 (P. 45)

指摘の概要

交通局は、都営バスの自動車車両清掃について委託しており、車両ごとの清掃実施回数に差が生じないように、受託者に清掃車両の指示を行っている。

しかしながら、清掃指示が漏れていたために、適切に車両清掃が実施されていなかった車両が認められた。

措置の概要

運行ダイヤの遅れ等の理由から実施できない車両もあり、指示が徹底されていない事実を踏まえ、清掃未実施の車両については報告書の欄外に未実施の旨を記載させることとし、その車両について次回の清掃時に指示を出すことで、清掃漏れのないように改善した。

(3) 契約事務

○ 印刷物作成に競争入札を導入したもの

平成24年定例監査 No. 35 (P. 33)

指摘の概要

福祉保健局の心身障害者福祉センター及び中部総合精神保健福祉センターでは、各種申請書等の印刷物を多数作成しており、それぞれ年間30件以上の印刷物契約がある。

これら印刷物は、毎年度定例的に作成しているものが多いことから契約をまとめることが可能である。その場合、競争入札での契約締結案件（予定価格100万円以上）となるにもかかわらず、随意契約を繰り返しており、非効率、不経済が生じている。

措置の概要

心身障害者福祉センター及び中部総合精神保健福祉センターは、各センターにおいて印刷契約をまとめることとし、競争入札などにより契約を行った。

○ 借上駐車場の契約台数を見直したもの

平成24年定例監査 No. 49 (P. 41)

指摘の概要

中央卸売市場では、築地市場内再整備工事に伴う代替駐車場として、138台分の駐車場を民間から借り上げている。

しかし、現行の駐車場賃貸契約の締結日（平成20年4月1日）以降の最大使用台数は126台にとどまっており、少なくとも12台分余剰となっている。

余剰分を借り上げなければ、年間579万円の経費削減が可能となる。

措置の概要

平成25年4月1日以降、駐車場の契約台数を126台とした。

(4) 財産管理

○ 使用許可条件を見直し、都有地の効率的な利用を図ったもの

平成24年行政監査 No. 129 (P. 78)

指摘の概要

港湾局が所管する芝浦第二荷役連絡所等の跡地については、港湾関係者であるAに使用許可を行い、Aは主に港湾関係者向けの駐車場として使用している。

ところで、駐車場は、①港湾関係者が使用する車両整理場（月極め、103台）と、②近隣のふ頭における違法駐車対策として、一般利用者も使用できる駐車場（時間貸し、37台）に区分され、使用許可している。

このうち、一般利用者も使用できる駐車場エリアは、満車に近い駐車状況である一方、車両整理場エリアについては、契約台数が駐車可能台数の50%以下となっており、車両整理場エリアの一部を一般利用者等駐車場のエリアに変更するなどにより、効率的な施設利用を図る必要がある。

措置の概要

一般利用者等駐車場増の必要性を確認したことから、平成25年度の使用許可では、一般利用者も使用できる駐車場のエリアを現行より広げて使用許可し、効率的な施設利用を図った。

(5) その他

○ ディーゼル車運行規制の取締りを公平・適正に行うために、要領を改めたもの

平成24年定例監査 No. 32 (P. 32)

指摘の概要

粒子状物質排出基準を超えて粒子状物質を排出するディーゼル車は、都内で運行を禁止されており、環境局は取締要領を定め、取締りをを行っている。

違反車の所有者に対する違反通知は、運行禁止命令の前提となるものであることから、要領に基づき公平かつ適正に実施する必要があるが、

- ① 違反通知書によらず注意書の交付をもって通知に代える運用としているが、現行要領に則した事務処理となっていない。
- ② 調査及び違反通知等の標準的な事務処理期間が定められておらず、また、事務処理のマニュアルが整備されていない。
- ③ 車検証の記載事項データ等と照合する規制取締システムに不具合が発生していた2か月分について、違反通知等を行っていない。

措置の概要

- ① 注意書発行の現状に合わせて、取締要領の改正を行った。
- ② これまでの事務処理期間を踏まえた上で、事務処理マニュアルを策定した。
- ③ 今回のシステム不具合の改善を図るとともに、今後同様の問題が発生した場合に備え、マニュアルに対応を規定した。

○ 毒・劇物、危険物の適正管理に向け、周知徹底を図ったもの

平成24年定例監査 No. 48 (P. 41)

指摘の概要

毒・劇物及び危険物の管理について、産業労働局の複数の事業所において、管理簿を作成していない、必要のなくなったものを保管しているなど適正でない状況となっていた。毒・劇物及び危険物の管理については、過去の監査でも指摘を行っているものであり、局の安全衛生を所管する総務部は、指導を強化する必要がある。

措置の概要

再発防止に向け、管理保管規定の見直しと管理の徹底について職員課長による通知、事業所長会での研修を実施した。

また、事業所における管理状況を確認するため、職場巡回を実施した。

2 工事監査

(1) 積算事務

○ 積算誤り防止のため、再発防止策を検討し、周知を図ったもの

平成24年工事監査 No. 63 (P. 50)

指摘の概要

財務局が施工した武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）陸上競技場（22）フィールド工事では、陸上競技場フィールドのアスファルト舗装工及び路盤工の積算に当たり、舗設幅が広いことから車道と同等として単価設定すべきところ、割高な歩道として積算したため、積算額約1,198万円が過大なものとなっている。

措置の概要

財務局建築保全部では、再発防止策を検討した結果、特記仕様書に、作業条件等を考慮して使用機械の機種選定を行うよう記載することとし、係内会議で周知した。また、適正な設計・積算業務の執行の徹底について部内各課に周知した。

○ 積算誤り防止のため、確認方法を改善したもの

平成24年工事監査 No. 72 (P. 54)

指摘の概要

産業労働局が実施した東京国際フォーラム（23）高圧変電設備修繕では、計器用変圧器の単価設定に当たり、見積りを徴取しその価格を採用している。

しかしながら、この単価は、建設資材定期刊行物に掲載されていることから、局基準に従い、建設資材定期刊行物記載の単価により積算すべきであった。

このため、積算額約894万円が過大なものとなっている。

措置の概要

産業労働局は、契約事務担当職員及び施設管理担当職員を対象に実務研修を実施し、局基準に従って単価設定を行うよう周知した。

また、再発防止策として内訳書の採用単価の出典を記載することとし、どの単価を採用しているか効率的に確認できるようにした。

(2) その他

○ 工事の安全対策を確実に実施するため、受注者への指導・監督を強化したもの

平成24年工事監査 No. 81 (P. 58)

指摘の概要

港湾局が実施した平成23年度海の森公園整備工事(その2)(江東区青海三丁目地先中央防波堤内側埋立地)では、深さ1.5m以上の掘削作業を行っているにもかかわらず、土木工事安全施工技術指針等に定められている土留工等、切土面の崩落を防止するために必要な措置が講じられていない施工が認められた。

関係法令等を守り、工事の安全対策を確実に実施するため、受注者を適切に指導、監督する必要がある。

措置の概要

再発防止策として、指摘事項の周知や土木工事安全施工技術指針の学習会を実施した。

また、受注者との打ち合わせ時に安全管理について注意指導するとともに、事故防止徹底の注意喚起文書を配布した。施工時には安全パトロール・抜打パトロールを毎月実施し、安全対策のチェックを行った。

3 財政援助団体等監査

(1) 補助金額の算定

○ 過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの

平成24年財政援助団体等監査 No. 91～105 (P. 62～65)

指摘の概要

福祉保健局は、保育所を運営する社会福祉法人に対して、運営等に要する費用の一部を補助している。

このうち、12団体15施設に係る補助金について、法人が、延長保育・年末保育の利用児童数などの実績算定を誤って補助金の申請を行ったことから、合計1,449万余円が過大に交付されていた。

措置の概要

福祉保健局は、過大に交付した補助金(1,449万余円)について、法人から返還を受けた。

○ 要綱を改正し、補助金の重複禁止を明記したもの

平成24年財政援助団体等監査 No. 120 (P. 72)

指摘の概要

福祉保健局は、医師確保を目的に人件費を補助するものとして、「東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金」及び「休日・全夜間診療事業(小児科)参画等支援事業補助金」を交付している。

ところで、公益財団法人東京都保健医療公社が運営する病院に係る補助金では、一部重複した申請がなされており、補助金が過大に交付されていた。

また、各補助金交付要綱に、同種の他の補助金と重複して申請・報告してはならないことが明確には記載されていなかったことから、交付要綱に明記する必要がある。

措置の概要

公社との調整の結果、局は、訂正した実績報告書の再提出及び過大に交付した補助金(最終的な返還確定額179万8,000円)の返還を受けた。

また、補助金交付要綱を改正し、重複交付が禁止であることを明記した。

(2) 会計・経理事務

○ 法人事業税・住民税について修正申告を行ったもの

平成24年財政援助団体等監査 No. 122 (P. 74)

指摘の概要

東京港埠頭株式会社は、東京都及び千葉県において事務所を設けて事業を行う法人であり、法人事業税・住民税の申告に当たっては、分割基準に従い、各都縣市に税額を分割して申告するが、第4期及び第5期について分割計算に用いる事業所数や従業者数を誤っていた。

この誤りなどにより、2期分の法人事業税・住民税について、東京都に対する申告納付額が390万7,100円過少申告であるとともに、千葉県及び千葉市に対しては、356万6,700円過大申告となっていた。

そこで、会社に対し、速やかに修正申告するよう求めていた。

措置の概要

会社は、東京都中央都税事務所、千葉県中央県税事務所、千葉市東部市税事務所に対して修正申告を行い、適正な申告額に是正した。

(3) その他

○ 個人情報保護について、都への事故報告を行うとともに、徹底を図ったもの

平成24年財政援助団体等監査 No. 123 (P. 74)

指摘の概要

東京港埠頭株式会社では、指定管理業務の中で、ボランティアのメンバーにメール送信する際、送信先の全員に互いのメールアドレスを表示させてしまう事故が発生し、会社がその対応を行っていたことが認められた。

個人情報に係る事故発生時には、指定管理者は速やかに都に報告しなければならないが、この案件について、会社は、都への事故報告を行っていなかった。

措置の概要

会社は、本件の内容及び今後の対応について、文書により都への報告を行った。

また、再発防止のため、管理監督者によるチェック体制を強化するとともに、全社員を対象とした情報セキュリティの研修を実施し、個人情報の適正な管理方法及び個人情報取扱要綱の遵守について徹底を図った。

4 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査

(1) 財産の登載・会計処理の誤り

○ 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの

平成23年度各会計歳入歳出決算審査 No. 28 (P. 30)

財産に関する調書において、無体財産権（特許権）1件が、過大に計上されていたため、修正を行った。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。

今回、通知を受けた件数は130件（指摘：126件、意見・要望：4件）であり、残る100件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表4) 措置の進捗状況

(単位：件)

区分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成20年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成21.7.16 ～平成21.8.28	指摘	15	14	0	1
		意見・要望	1	1	—	—
		計	16	15	0	1
平成20年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成21.6.1 ～平成21.8.28	指摘	3	2	1	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	3	2	1	0
平成21年 定例監査 (平成20年度執行分)	平成21.1.16 ～平成21.8.28	指摘	123	119	3	1
		意見・要望	9	9	—	—
		計	132	128	3	1
平成21年 行政監査 (東京港臨海地域における公の 施設の管理運営について)	平成21.9.14 ～平成22.2.3	指摘	20	20	—	—
		意見・要望	14	13	1	0
		計	34	33	1	0
平成22年 定例監査 (平成21年度執行分)	平成22.1.14 ～平成22.9.2	指摘	72	63	8	1
		意見・要望	4	3	1	0
		計	76	66	9	1
平成22年 行政監査 (債権管理について)	平成22.8.23 ～平成23.1.13	指摘	22	17	0	5
		意見・要望	2	2	—	—
		計	24	19	0	5
平成22年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成23.7.14 ～平成23.9.5	指摘	19	18	0	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	19	18	0	1
平成23年 定例監査 (平成22年度執行分)	平成23.1.7 ～平成24.1.26	指摘	77	62	10	5
		意見・要望	3	2	0	1
		計	80	64	10	6
平成23年 財政援助団体等監査	平成23.9.1 ～平成24.1.26	指摘	71	59	3	9
		意見・要望	3	1	0	2
		計	74	60	3	11
平成23年度 決算審査 (各会計歳入歳出)	平成24.7.13 ～平成24.9.6	指摘	9	8	1	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	9	8	1	0
平成23年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成24.6.1 ～平成24.9.6	指摘	4	2	1	1
		意見・要望	2	1	0	1
		計	6	3	1	2
平成24年 定例監査 (平成23年度執行分)	平成24.1.6 ～平成24.9.6	指摘	127	60	31	36
		意見・要望	6	2	2	2
		計	133	62	33	38
平成24年 工事監査	平成24.1.17 ～平成25.1.10	指摘	28	—	27	1
		意見・要望	—	—	—	—
		計	28	—	27	1
平成24年 財政援助団体等監査	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指摘	57	—	37	20
		意見・要望	—	—	—	—
		計	57	—	37	20
平成24年 行政監査 (土地及び建物の運用・管理に ついて)	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指摘	17	—	4	13
		意見・要望	—	—	—	—
		計	17	—	4	13
合 計		指摘	664	444	126	94
		意見・要望	44	34	4	6
		計	708	478	130	100

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

第3 通知の内容

[平成20年度決算審査（公営企業各会計）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	病院経営本部	固定資産の管理に係る規定を適切に整備し、資産価額を正確に計上すべきもの <病院会計>	<p>昭和49年9月10日付49衛病管第653号決定「東京都病院事業固定資産（器械及び備品）管理要綱」第9条第2項及び第15条によれば、病院は、固定資産台帳及び固定資産共用票（以下「固定資産台帳等」という。）と現品が一致するように努めなければならないとしている。</p> <p>ところで、駒込病院において、固定資産台帳から抽出して現品の確認を行ったところ、現品が存在しないものが22件（パーソナルコンピュータ、製図器等の事務用品）認められた。そのため、有形固定資産の価額（帳簿価額）が、78万657円過大に計上されている。</p> <p>これは、以下の原因によるものと考えられる。</p> <p>① 固定資産台帳等と現品の一致を確かめる調査（実地棚卸）を行うための具体的な規定がなく、規則的かつ網羅的な調査が実施されていない。</p> <p>② 固定資産を除却する際、東京都病院財務規則第94条によると、病院は振替決定票を発行しなければならないとしているが、資産の配置先から除却に係る報告が行われない等の理由により、この経理手続が正確に実施されていない。</p>	<p>平成23年度末までに、器械及び備品の照合を行い、台帳修正及び除却損計上を行った。</p> <p>また、医療器械等固定資産の更新時における旧機器に関する事務処理をルール化し、除却時の財務会計処理及び報告を義務付けるよう管理要綱を改正するとともに、原議の標準書式を策定した（平成24年度から実施）。</p> <p>また、各病院において、平成24年11月末までに除却漏れの状況を確認の上是正し、同年12月末までに指導部門による現場確認を実施した。</p>

[平成21年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	病院経営本部	物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>サービス推進部が締結した「カートナーカートリッジ外6点の購入」について、契約関係書類と、契約の相手方に対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時に、契約の相手方に納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っていることが認められた。</p> <p>また、広尾・墨東・府中・八王子小児の各病院においても同様の状況が認められたことから、部は、物品購入等に係る契約手続を適正に行うよう指導されたい。</p>	<p>平成24年度に、対象者を、新たに契約事務担当となった職員と契約事務の経験のある職員とに分け、受講者のスキルレベルに合わせて内容を変えた研修を、年2回実施することとし、平成24年6月21日に新人向け研修を、平成24年11月6日に用度係長を悉皆として、ベテラン職員向けの研修を実施した。</p> <p>研修内容は、汚職防止に向けた基本事項について注意喚起したほか、監査指摘事項の検証や注意事項を詳しく説明した。また、ベテラン職員の実践力向上による事務の迅速化及び適正化を図るため、契約事故の対処事例の紹介のほか、積算及び仕様の作成上のポイントを説明した。</p>
3	病院経営本部	医療薬品等の購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	<p>物品購入について不適正な契約手続があった4病院において、医療薬品等の購入契約の一部を抽出して、契約関係書類と納品書（契約の相手方の様式）とを照合したところ、①契約日前の納品、②履行期限後の納品が認められた。</p> <p>これは、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま契約の相手方に納品させ、その後に契約を締結して代金を支払っていることから、入札制度及び見積合せの趣旨を損なうものであるとともに、履行期限後の納品があるにもかかわらず検査を合格としているものであり、適正でない。</p> <p>サービス推進部は、他の病院も含め、全病院に対し、医療薬品等の購入に係る契約手続を適正に行うよう指導されたい。</p>	<p>平成24年度に、対象者を、新たに契約事務担当となった職員と契約事務の経験のある職員とに分け、受講者のスキルレベルに合わせて内容を変えた研修を、年2回実施することとし、平成24年6月21日に新人向け研修を、平成24年11月6日に用度係長を悉皆として、ベテラン職員向けの研修を実施した。</p> <p>研修内容は、汚職防止に向けた基本事項について注意喚起したほか、監査指摘事項の検証や注意事項を詳しく説明した。また、ベテラン職員の実践力向上による事務の迅速化及び適正化を図るため、契約事故の対処事例の紹介のほか、積算及び仕様の作成上のポイントを説明した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
4	教育庁	設備保守委託について維持管理事務委託によらず競争により個別に発注すべきもの	<p>庁は、都内全域（島しょを除く。）の都立学校248施設分の施設維持管理業務を集約し、業者の選定から業務の管理、検査、支払いまでの事務処理を、包括的に一括して、東京都住宅供給公社に委託している。</p> <p>この委託については、本来、庁が行うべき修繕業務等を包括的に公社に委託する例外的な契約形態であるから、これにより公社に行わせるべき業務は、包括的に委託することで大きく効率化できる修繕業務に限定すべきである。</p> <p>しかしながら、都立学校教育部は、修繕業務のほか、施設保全業務を委託しており、このうち避雷設備保全業務、テレビ電波障害防除設備保全業務については、公社がそれぞれ一括して他業者に再委託していることから、公社にこれらの業務を委託することは適切でない。</p> <p>また、特殊建築物定期調査については複数の特殊建築物調査資格者に委託しており、昇降機設備については、公社がとりまとめることで効率化できる業務ではなく、部が直接発注しても、委託管理に多大な人員を要する業務でもないことから、部は、公社に対する委託を見直す必要がある。</p>	<p>都立学校教育部は、設備保全業務について、平成22年度から避雷設備保全業務、テレビ電波障害防除設備保全業務を、また、平成24年度から昇降機設備保守業務を本契約から分離し、学校経営支援センターで実施している。</p> <p>特殊建築物定期調査についても、平成25年度から、競争により個別に発注することとした。</p>

〔平成21年行政監査（東京港臨海地域における公の施設の管理運営について）〕

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
5	港湾局	海上公園の便益施設等の取扱いを検討すべきもの	<p>海上公園の売店及び食堂等の便益施設は、海上公園の機能の増進に資することを目的として設置されたものである。</p> <p>局は、海上公園の便益施設については、指定管理者に行わせるのではなく、他の事業者にも管理許可等を行っているが、施設が最大限に活用されず、サービスの向上を図る上での問題点が生じている。</p> <p>指定管理者制度は、施設の活用やサービスの向上を図ることを目的とするものであることから、海上公園の機能の増進に資することを目的として設置された便益施設等の取扱いについては、現状を踏まえ、</p> <p>① 指定管理者による海上公園の管理に含めて一体管理させること</p> <p>② その必要性及び廃止も含めたあり方の見直し</p> <p>などについて検討する必要がある。</p>	<p>① 平成23年度からの新たな指定管理者のもとで、継続的に稼働している売店・食堂の便益施設については、指定管理者による一体的管理を行うこととした。</p> <p>② 稼働していなかった売店施設について、有効活用を検討した結果、災害備蓄倉庫として施設の有効活用を図っていくこととした。</p>

[平成22年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
6 7 8 9 10 11	病院経営本部 <広尾病院> <大塚病院> <駒込病院> <墨東病院> <松沢病院> <サービス推進部>	未収金の減少に向け実効性のある対策を講じるべきものの	<p>本部は、病院における診療報酬収入について、未収金の早期回収等、事務の円滑化を図るために東京都病院経営本部診療未収金管理要領を定め、この中で、個人未収金の管理、納入催告、督促状発行、出張整理などの手続等を定めている。</p> <p>各病院における過去3か年の個人未収金は、相対的に、当年度に発生した債権は減少しているものの、過年度に発生した債権は増加していることが認められている。</p> <p>ところで、各病院の個人未収金の管理状況等について見たところ、広尾・大塚・駒込・墨東・松沢各病院において、以下のとおり、適切でない状況が認められた。</p> <p>① 個人未収金の管理はシステムで行うべきところ、催告経過等をシステムに入力せず、債権管理票等（紙）で管理しているものが認められた。</p> <p>② 納入期限から1年以上も経過しているながら、納入催告を行っていないものが認められた。</p> <p>③ 督促すべき事案に対して督促状を発送していないものが多数認められた。</p> <p>④ 出張整理を行っていないものが多数認められた。</p> <p>また、サービス推進部は各病院の困難案件について手続を代行しているが、実績は低調であり、未収金対策の強化が十分でない状況が認められた。</p> <p>各病院は、未収金にかかる手続を適切に行われたい。</p> <p>部は、各病院の未収金の管理状況を確認の上、限られた人員・時間で効率的に債権管理を行うために未収金管理システムの活用を推進させるとともに、管理体制を充実させること、各病院の困難案件を更に本部が引き受けることなど、未収金の減少に向け、実効性のある対策を講じられたい。</p>	<p>医事業務改善PT内に作業部会を設定し業務手順を定め、平成24年5月開催の未収金担当者会において各病院に周知した。</p> <p>各病院においては、周知された手順書に沿って、督促状の発送や出張整理などを実施している。</p> <p>また、本部においては、回収業務の促進を図るため平成22年12月から各病院の困難案件の引上げを実施している。</p> <p>さらに、平成24年4月から全病院に非常勤職員を配置し、管理体制の充実を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
12	病院経営本部	システム間における個人未収金の不一致額の発生を防止するよう取り組むべきもの	<p>各病院では、診療報酬に係る未収金については、医事会計システムでは個人別に管理しているものの、財務会計システムでは個人を特定せずに合算値で管理している。また、調定額の修正などに伴い、収入額に変更が生じる場合には、適宜、両システムにおいて必要な入力を行うことになっている。</p> <p>平成21年度末における医事会計システムと財務会計システムの個人未収金については、八王子小児病院を除く各病院において、不一致額が生じているが、各病院の個人未収金の処理状況について見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。</p> <p>① 財務会計システムでは未収金の消し込みが行われたが、医事会計システムでは消し込みが行われていない事例が認められた。</p> <p>② 医事会計システムで請求金額等を修正する場合に、財務会計システムの調定額の修正漏れを防止するために「書損再計算一覧表」を活用すべきであるが、活用されていないことが認められた。</p> <p>さらに、各病院に蓄積されたノウハウは、病院間で十分に共有されておらず、収入額に変更が生じる場合の調整方法は、統一性を欠いたものとなっていることも認められた。</p> <p>サービス推進部は、各病院における実務の向上に関して、病院間の情報交換を促進するとともに、不一致額発生の原因を改めて分析した上で、個々の原因に応じた措置を各病院に指示し、システムの活用方法に係る更なる情報提供を行うなど、システム間における個人未収金の不一致額発生防止に取り組む必要がある。</p>	<p>平成23年度に実施した医事業務改善PT作業部会における検討や巡回点検の結果を受けて、平成24年10月からシステムを構築するとともに、平成25年2月に新たなシステム機能を活用した不一致額分析の手順書を策定した。</p> <p>また、平成25年3月に担当者会を実施し各病院へ周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13	水道局	<p>総括差水量調査に係る事務処理を適切に行うべきもの<板橋営業所></p>	<p>局は、総括（親）メータの計量水量と子メータの合計水量との差水量（注）が総括（親）メータの計量水量の±15%を超えたときに、「総括差水量チェックリスト」を料金徴収システムから出力している。営業事務取扱手続等では、このチェックリストが出力された場合、机上調査、メータ異状や漏水がないかなどの現場調査等を行うこととしている。</p> <p>ところで、板橋営業所において、チェックリストから調査状況を見たところ、現場調査等の結果が不明なもの、多量の差水量が生じていながら調査に進展の認められないものが認められた。</p> <p>差水量が大きく、総括（親）メータと子メータとの間で漏水が起きている場合には、貴重な水道水が流失していることや、水道料金が適正に請求されていない可能性があることから、早急に原因を調査することなどが求められる。</p> <p>（注）差水量 総括メータ方式の給水装置において、総括（親）メータの計量水量と子メータの合計水量との差の水量のこと。この差が大きい場合には、総括（親）メータと子メータとの間で漏水が起きている可能性があるため、調査が必要である。</p>	<p>指導部門であるサービス推進部において、次のとおり、関係職員に対する適正な事務処理等の周知及び指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年2月25日 検針係長幹事会 ・平成22年3月2日 営業所長会 ・平成22年4月19日 庶務担当課長会 ・営業所及び検針委託会社の訪問指導（平成22年5月から平成22年10月末まで） <p>指摘案件については、板橋営業所において適切に調査等を行い、8件のうち7件については、平成22年10月までに差水量の解消を確認した。</p> <p>残り1件についても調査を継続し、最終的に漏水修理を確認し、平成24年12月に差水量の解消を確認した。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
14	会計管理局	各種割引サービス利用におけるポイント等の管理方法の検討について	<p>局では、物品購入時に、その金額に応じてポイント等が貯まり割引が受けられるもの等の、各種割引サービスに対応するため、「各種割引サービス利用基準」（以下「利用基準」という。）に基づき運用を行っている。その利用基準によればポイント等の管理については、資金前渡受者が適正に管理することとされており、資金前渡受者が異動した場合には引継ぎを行い、残数の確認を行うこととされている。</p> <p>ところで、総務課では、ポイントカードを利用しているが、平成21年4月1日に資金前渡受者の異動があったにもかかわらず、前任者から引継ぎを受けた旨の記録は残っておらず、引継ぎを行い、残数の確認を行ったのか不明確な状態となっていた。これは、利用基準にポイントを記帳する定めがないため、課においては、ポイントの発生及びポイントの使用を、前渡金支払予定書の備考欄で管理しているだけの状態であったためである。</p> <p>各種割引サービスは拡大してきており、数多くの部局で利用されている実態がある。ポイント等は物やサービスと交換することが可能なものであり、適正に管理することが必要である。</p> <p>局は、各局の会計事務を指導すべき立場にあることから、局として、資金前渡受者が、ポイント等の使用状況を適時把握できるよう補助簿などを備え、適正な使用及び引継ぎが行えるよう、ポイント等の管理方法を整備すべき時期にある。</p> <p>局は、各種割引サービス利用におけるポイント等の管理方法の検討が望まれる。</p>	<p>各種割引サービス利用時におけるポイントカード等の管理について、「ポイントカード等管理簿」による局内管理方法を定め、平成25年度より実施した。</p> <p>あわせて「各種割引サービスの利用に関するQ&A」を更新し、平成24年度各局会計事務連絡会（平成25年3月開催）において、各局へ周知を行った。</p>

[平成23年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
15	福祉保健局	査定減に係る診療報酬の再審査請求を速やかに行うべきもの	<p>国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等(以下「連合会等」という。)は、公費負担医療実施機関等が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為であると判断した場合、診療報酬点数を減点(以下「査定減」という。)する。</p> <p>府中療育センターは、連合会等から査定減の通知があったとき、センター内に設置している保険診療委員会(以下「委員会」という。)を開催し、請求内容に正当性があり、査定減の内容に納得できないと判断した場合には、連合会等に対して再審査請求を行うこととしている。</p> <p>ところで、査定減に係る再審査請求事務の進捗について見たところ、委員会で再審査請求を行うこととしたにもかかわらず、その請求が遅延しているものが発生しており、監査日現在、再審査請求を行っていない事案が127件、100万3,955円認められたことは、適切でない。</p> <p>センターは、委員会の決定に基づき、速やかに再審査請求を行う必要がある。</p>	<p>平成23年6月20日の保険診療委員会において、再審査処理状況を報告し、その後、同委員会で進行管理を行った。</p> <p>その結果、平成24年2月までに100件、同年9月までに13件、同年11月13日付けで14件処理し、127件全て処理済とした。</p>
16	病院経営本部	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの	<p>自治体の契約は一般競争入札が原則であり、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)により、財産の買入れに当たり随意契約によることができる予定価格の上限は160万円とされている。</p> <p>ところで、広尾病院、駒込病院及び墨東病院において、契約の締結状況について見たところ、同類の物品を同時期に随意契約により締結し、見積りが重複している事例が認められた。</p> <p>これらの予定価格をそれぞれ合算すると、160万円以上となることから、競争入札によって契約を締結すべき案件であり、複数の随意契約としていることは、契約の公平性、透明性の観点から、適切でない。</p>	<p>平成24年度に、対象者を、新たに契約事務担当となった職員と契約事務の経験のある職員とに分け、受講者のスキルレベルに合わせて内容を変えた研修を、年2回実施することとし、平成24年6月21日に新人向け研修を、同年11月6日に用度係長を悉皆として、ベテラン職員向けの研修を実施した。</p> <p>研修内容は、汚職防止に向けた基本事項について注意喚起したほか、監査指摘事項の検証や注意事項を詳しく説明した。また、ベテラン職員の実践力向上による事務の迅速化及び適正化を図るため、契約事故の対処事例の紹介のほか、積算及び仕様の作成上のポイントを説明した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	病院経営本部	適正な契約事務手続に向けた指導を強化すべきもの	<p>松沢病院において、物品購入に係る契約関係書類と納品書（契約業者の様式）とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時、契約業者に納品をさせ、後日、代金を支払っている事例、履行期限後に納品があったものについて納品検査を合格としている事例が認められた。</p> <p>また、平成23年3月分の納品書について見たところ、契約関係書類との照合ができず、病院は、平成23年度になってから支出負担行為等の手続を行っていた。</p> <p>これらの不適正な契約事務手続については、平成21年定例監査でも同様な指摘を行っており、病院に係る契約指導等を所管するサービス推進部には、指導の徹底を求めたところである。</p> <p>部は、適正な契約事務手続に向けた病院に対する指導を強化し、実効性の高い再発防止策を講じられたい。</p>	<p>平成24年度に、対象者を、新たに契約事務担当となった職員と契約事務の経験のある職員とに分け、受講者のスキルレベルに合わせて内容を変えた研修を、年2回実施することとし、平成24年6月21日に新人向け研修を、平成24年11月6日に用度係長を悉皆として、ベテラン職員向けの研修を実施した。</p> <p>研修内容は、汚職防止に向けた基本事項について注意喚起したほか、監査指摘事項の検証や注意事項を詳しく説明した。また、ベテラン職員の実践力向上による事務の迅速化及び適正化を図るため、契約事故の対処事例の紹介のほか、積算及び仕様の作成上のポイントを説明した。</p>
18	産業労働局	<p>滞納整理事務を適切に行うべきもの</p> <p>（中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金）</p>	<p>金融部は、中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金について、債権管理調書・徴収簿の作成、資力状況調査等を債権回収会社に委託している。</p> <p>部は、当該委託の結果等に基づき、債務者・連帯保証人等の状況及び対応策を記載した債務者別整理表（以下「整理表」という。）を作成し、債務者別の処理方針・計画を策定しているとしている。</p> <p>ところで、この滞納整理事務について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>① 速やかに整理表を作成していないもの、整理表による処理方針が決定されていないものがある。</p> <p>② 整理表が決定されているものの、処理方針に基づいた滞納整理が速やかに行われていない。さらに、合理的な理由なく処理方針を保留とし、滞納整理を行っていないものがある。</p> <p>③ 職員・専門員等による処理分16件のうち7件について、2年以上納付がないにもかかわらず、速やかに催告、交渉等を行っていないなど滞納整理が適切に行われていない。</p>	<p>指摘以降、該当案件について、①整理表の作成、整理表による処理方針の決定、②相続人調査などの実施、③相続人調査などに基づく交渉等を順次行い、滞納整理事務を適切に行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
19	産業労働局	<p>効果的な催告、交渉を行うべきもの</p> <p>(中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金)</p>	<p>金融部は、中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金について、「債権管理事務の手引き」(暫定版)により滞納整理を行っており、これにおいて①委託業者が整理・作成した「債権管理調書」、「徴収簿」から債務者情報等を把握し、②必要に応じて公簿の徴求等を行う債務者調査を実施し、③債務者と接触を行った場合は「記事カード」に全ての交渉経緯等を記載することなどとしている。</p> <p>ところで、これらを綴った債務者別ファイルを見たところ、①「債権管理調書」が添付されていないものがある、②公簿の徴求等・調査実施の有無及び調査結果が確認できないものがある、③「記事カード」に交渉経緯等の一部しか記載がないなど滞納整理の現況が確認できず、効果的な催告、交渉等が行えない状況となっている。</p> <p>部は、交渉経緯等を適切に記録し、効果的な催告、交渉を行われたい。</p>	<p>指摘以降、該当案件について、①債権管理調書の添付、②公簿の徴求等・調査実施の有無及び調査結果の記録、③交渉経緯等の「記事カード」への記録を順次、適切に行った。</p>
20	産業労働局	<p>徴収停止措置債権の事後調査を適切に行うべきもの</p> <p>(中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金)</p>	<p>金融部は、中小企業施設改善資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金に係る徴収停止を行うため、「東京都中小企業施設改善資金貸付金等の債権の徴収停止に関する要綱」を定めている。</p> <p>徴収停止措置は、滞納整理の効率化を図ることが目的であり債権を消滅させるものではないことから、要綱第5条において、事情変更等によって徴収停止措置が不相当となった場合は直ちに措置を取り止めることを定めている。このため、徴収停止措置については事後調査を行い、事情変更等を確認し滞納処分を再開するなど徴収停止継続の可否を判断する必要がある。</p> <p>しかしながら、中小企業設備近代化資金貸付金における徴収停止措置債権112件の事後調査の実施状況について見たところ、部は、実施基準等を定めていないことなどから、停止措置後の事後調査を全く実施しておらず、徴収停止継続の可否を確認していないことは公平性の観点からも適切でない。</p>	<p>平成24年11月27日付けで事後調査の実施基準を定めた「東京都中小企業施設改善資金貸付金等の債権の徴収停止に係る事後調査実施要領」を策定した。</p> <p>平成24年4月に設置した専務的非常勤職員を活用するなどし、平成24年度分の事後調査を実施した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
21	産業労働局	施設改善資金融資あつせん資金の滞納整理を適切に行うべきもの	金融部において、東京都中小企業施設改善資金融資あつせん要綱第18条に基づく施設改善あつせん資金の損失補償に係る債権（2件、302万3,552円）に係る滞納整理を見たところ、①滞納整理に着手していない、②債権の内容及び金額の妥当性等が確認できないままとなっているなどの状況が認められた。	公簿調査等の結果に基づき、連絡文書の発送や現地訪問調査を行った結果、平成24年度末までに、全ての関係人について、債権放棄等の要件に該当していることを確認し、事務処理を行った。
22	建設局	システムを見直し、効率的な事務処理を行うべきもの	河川部及び11建設事務所は、河川の占用物件の許可業務、物件管理、検索、集計等の事務処理及び管理について、従来「河川占用許可台帳」（以下「旧台帳」という。）などにより行っていたが、部は事務の効率化を図るため、平成18年度に河川占用物件管理システムを構築し、その際に併せて収入管理の機能を付加している。 しかしながら、 ① システムは、占用面積や単価など、占用料の計算に必要なデータを保持しているが、占用者が納めるべき金額とその内訳を帳票として出力する機能がないため、別途データを移植して帳票を作成している ② システムが保持している情報は、入力漏れや旧台帳との内容に相違があるなど、正確性・信頼性がないことから、旧台帳を併用して、徴すべき金額を確認しているなど、効率的な事務処理となっていない。	①については、調定原議に調定の内訳として添付する一覧表を帳票の形でシステムから出力できるようにし、機能改善が完了した。 ②については、旧台帳情報とシステムデータの照合作業を行い、107件のシステムデータの不一致を確認したため、データを修正し、相違を解消した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
23	建設局	適切な業務量に基づいた積算を行うべきもの	<p>河川部は、河川占用物件管理システムの運用支援について、道路管理部所管の道路占用物件管理システムと基幹部分が同一であることから、同システムと併せて「道路・河川占用物件管理システム運用支援委託契約」（契約金額：1,452万1,447円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）を特命により締結し、当該契約の経費については道路管理部と2分の1で按分している。委託内容は、ヘルプデスク（利用者操作支援）、トラブル対応及び障害切り分け作業、システム保守、セキュリティメンテナンス、システム機能改善、操作講習会等である。</p> <p>ところで、当該契約の積算に当たり、業務の実績や必要性を検討した上で、業務量を算定し、それに応じた積算をすべきであるが、当該契約の河川部所管分の積算について確認したところ、</p> <p>① ヘルプデスク作業及びトラブル作業については、年によって問合せ・対応件数の多寡が生じることから、実績報告書等から実績の分析・検証を行い、実作業を積み上げて適切な業務量を算定すべきであるにもかかわらず、実績を考慮した業務量の算定を行っていない。</p> <p>② システム保守及びセキュリティメンテナンスについては、業務量を作業所要時間と所要人員で積み上げて算出すべきであるにもかかわらず、SE1人/日を最小単位として計上している。</p> <p>③ 大半を使用していない収入管理システムについて、活用方針等の策定を行わないまま、機能改善業務を委託している。</p> <p>④ 財務会計システムとの連携について、同様のシステム仕様で構築した道路占用物件管理システムを運用している道路管理部が、既に委託して結論に達していることから、河川部が再度、同様の業務を発注する必要がないにもかかわらず、これを委託している。</p> <p>などのことから、140万余円（監査事務局試算）が不経済支出となっている状況が認められた。</p> <p>部は、適切な業務量に基づいた積算を行われない。</p>	<p>業務量の算定については、「平成25年度道路・河川占用物件システム運用支援委託」において、平成23年度対応時間を基に適切な業務量を算定する方法により契約を行った。</p> <p>機能改善については、今後の収入管理事務における収入管理システムの活用方針を策定し、平成24年2月6日付「河川占用物件管理システムにおける収入管理機能について」にて各建設事務所宛に通知した。今後は、この方針に沿った事務処理を行うための機能改善を実施し、各建設事務所においてシステムの活用を図っていく。</p> <p>財務会計システムとの連携については、平成22年度の「道路・河川占用物件管理システム運用支援委託契約」には財務会計システムとの連携についての委託内容が含まれていたが、連携させないことの結論に達したため、平成23年度からは委託内容に含めていない。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
24	水道局	発注に係る事務手続を見直すべきもの	<p>給水部は、水道法（昭和32年法律第177号）に基づき、局には常時水を供給する給水義務があることから、水道施設の突発的な事故等に適切に対応できるよう、水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）を複数の工事業者との間で締結し、各支所は、この契約を用いて、管轄する地域における維持補修を行っている。</p> <p>部は、具体的な工事の発注を行う各支所に対し、工事の発注の公平・公正を確保するよう、平成17年度から「発注の手引き」を定め、あらかじめ支所が定めた順番での発注を基本としつつ、①請負者による辞退、②難易度の高い工事での優先発注などの配慮すべき事情にも十分注意しながら、均衡の取れた発注を行うよう、各支所を指導している。</p> <p>ところで、中央支所において、発注状況を見たところ、支所が管轄する9事業者における発注件数は、合計が633件、その平均が約70件であるにもかかわらず、最少32件から最大116件までと開きが生じていることが確認された。</p> <p>施行発注簿等を見たところ、支所は、あらかじめ支所が定めた順番以外に発注を行った場合であっても、上記①、②等、いずれの事由によったのかについては明確にしておらず、発注が公平・公正に行われていたのかを確認することができない状況となっている。</p> <p>支所は、各々の発注が適切であったことを確認できる事由を明記するなど、発注の公平性、公正性が担保されるよう、発注に係る事務手続を見直されたい。</p> <p>部は、支所に対して、適切に発注に係る事務手続を行うよう指導されたい。</p>	<p>中央支所では、支所職員に対して、施行発注簿や受付経過簿の適正な処理を行うこと、業者の辞退があった場合及び発注順位以外の他の履行区域の請負者に発注した場合は、理由書を作成し、その理由を明らかにすることにつき、徹底を図った。</p> <p>また、支所職員に対する、発注順位に基づく均等発注の周知徹底と請負者代表連絡会における請負者への情報提供を行い、発注を辞退した場合の辞退届の提出について徹底を図った。</p> <p>給水部では、「発注の手引き」に、施行発注簿や受付経過簿について毎月帳票を出力し、支所課長の決裁を受け給水部に提出することを明記した。帳票の提出を受けた後、給水部においても帳票の内容確認を行うものとし、チェック体制を強化した。</p> <p>さらに、平成25年4月1日適用の「発注の手引き」に、難易度の高い工事（国道等幹線道路など）を優先発注する場合の理由書等手続を明記するとともに、理由書様式を定め、平成25年3月に開催した係長会で周知を図った。</p>

[平成23年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
25	交通局 (東京交通サービス株式会社)	駅務機器の保守点検業務に係る委託契約を適正に行うべきもの	<p>東京交通サービス株式会社は、局から「駅務機器の保守点検業務委託」を特命随意契約により受託し、受託した業務の一部を複数の事業者に対して特命随意契約により再委託している。</p> <p>これら再委託した業務のうち、自動券売機及び自動改札機の保守点検業務については、機器の共通化が局の標準仕様により図られていることから、会社は、保守業務の委託範囲を4つの地域エリアに分割した上で、それぞれの地域エリア内には、製作メーカー（4社）の機器が混在しているにもかかわらず、製作メーカー直系の保守業者4社に対して、各社1エリアずつ割り振り、同一の契約単価で特命随意契約を締結していた。</p> <p>しかしながら、</p> <p>① 契約の締結に当たっては、あらかじめ当該契約に係る予定単価を設定した上で、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定単価以下の契約単価により契約すべきであること</p> <p>② 仮に、保守業務の委託範囲をエリアごとに割り振るとしても、自動券売機及び自動改札機の保守点検業務については、機器が共通仕様であることから、少なくとも現行の委託業者4社の間での価格競争は可能であることから、当該契約を同一の契約単価で特命により締結していることは、適正でない。</p>	<p>平成25年度契約から指名競争入札を実施した。</p>
26	交通局 (東京交通サービス株式会社)	局との契約金額を適切に見積もり、契約事務を適切に行うべきもの	<p>東京交通サービス株式会社は、局から荒川線全般・重要部検査他に係る契約（単価契約、推定総金額：3,168万2,700円、契約期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）を特命随意契約により受託しているが、その履行状況について見たところ、会社は、受託業務の対価を超過した金額（3,708万3,900円）により、検査業務をEへ再委託していることが認められた。</p> <p>このことから、会社は、会社の費用を見積もった上で決定すべき局との契約金額を適切に見積もっておらず、会社の事業活動が経済的に行われていないことを示しており、適切でない。</p> <p>会社は、局との契約を適切に見積もり、契約事務を適切に行われたい。</p> <p>局は、発注した契約の適正性を確保するよう、適切に調整・指導を行われたい。</p>	<p>局は、会社が契約額を適切に見積もるよう平成24年12月9日に会社の「積算基準」作成の案を示し、調整・指導した。</p> <p>東京交通サービス株式会社は、「積算基準」を整備し、基準に基づき平成25年度契約の入札額を積算した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
27	福祉保健局 (地方独立 行政法人東 京都健康長 寿医療セン ター)	公務災害 に係る認定 請求手続等 を適切に行 うべきもの	<p>地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでは、診療報酬について、診療報酬明細書を作成し、保険者負担分を社会保険診療報酬支払基金等（以下「基金等」という。）に、当月分の診療報酬を原則として翌月に請求している。また、医療扶助を受ける患者に係る公費負担者番号記載の医療券が未発行であるもの、公務災害等で認定決定がされていないものなど請求の要件を満たしていないものは、基金等へ請求できないため、要件が整うまで未請求分として管理している。</p> <p>ところで、法人が管理する平成23年3月診療分までの医科・外来分の基金等への未請求診療報酬（平成23年9月10日の基金等への請求後分）の保留内容を確認したところ、保留件数26件中25件（保険点数：20,795点、金額：20万7,950円）が医師や看護師など法人職員の公務災害に係る案件であった。これらは、公務災害認定の確認ができないため保留されているものであり、認定請求手続が行われていないことは適切でない。</p> <p>また、公務災害担当部署では手続が終了したと認識していたものの、診療報酬請求担当部署では公務災害扱いのまま請求保留となっているなど、診療報酬請求を扱う部署と公務災害請求を扱う部署間の連携があれば発見できた公務災害手続の遅れも認められた。</p> <p>公務災害の補償を受ける権利は2年間（医療機関の基金等に対する診療費の請求権は3年間）で時効により消滅することからも、速やかな対応が求められる。</p>	指摘25件（17名）については、最終的に15名の処理（請求等14名、公務災害不申請了承者1名）が終了した。また、残る認定請求手続未了者2名については、消滅時効となり、療養に要した費用は自費扱いとなったため、本人へ医療費の請求を行った。

〔平成23年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
28	産業労働局	公有財産について <無体財産権>	特許権1件（ソースの製造法）が過大に計上されている。	平成24年10月31日付けで、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。

〔平成23年度決算審査（公営企業各会計）〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
29	病院経営本部	特別損失を適正に計上すべきもの <病院会計>	東京都病院事業財務規則（昭和39年東京都規則第123号）に基づき定められた勘定科目表では、当年度の経常費用から除外すべき損失のうち、前年度以前の損益の修正に係る費用の増の場合で1件2,000万円以上のものは、特別損失に計理すると規定している。 しかしながら、多摩総合医療センターが支出した病院運営に係る委託料8億5,127万4,975円（平成24年3月分）のうち、2,590万4,818円については、過年度の費用であることから、特別損失に計上すべきであるにもかかわらず、（項）医業費用（目）経費に計上しており適正でない。	中間期決算を作成するに際し、各病院へ適正な処理について周知徹底するとともに、全ての予算科目について月別で執行済額と今後執行予定額を提出させ、財務課計理係で異常値がないか確認した。 また、再発防止を目的とした事務連絡を、平成25年3月に財務課長名で各病院へ通知し、決算に向けた現場職員への注意喚起を図った。

[平成24年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	主税局	<p>収納金等の集金及び精算業務に係る契約事務を適正に行うべきものの</p>	<p>徴収部は、多摩地域都税事務所等と自動車税事務所の収納金等の集金及び精算業務の委託契約（契約金額：2,560万7,190円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.30）について、B銀行との間で、特命随意契約を締結している。</p> <p>ところで、本件契約についてみたところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>① 部は、契約の仕様により、集金業務において、銀行である受託者に対し、行員を派遣することとしており、受託者が部の承認を得た場合には、行員以外の者（以下「派遣行員等」という。）を派遣することができるとしているが、主税局・銀行・派遣行員等間の責任の範囲について、必ずしも明確になっていない。</p> <p>② 部は、区部における単価を7,850円、多摩地区における単価を9,550円と設定しているが、その積算の根拠を残していない。</p>	<p>平成25年度契約に際して、委託者・受託者間の責任の範囲を明確にするとともに、積算単価について適切に算定した。</p>
31	生活文化局	<p>特命随意契約を見直すべきもの</p>	<p>広報広聴部は、「広報東京都の録音版の作成及び配布委託（単価契約）」（契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31、推定総金額：1,765万836円）を、特命随意契約により締結している。</p> <p>委託業務内容は、「広報東京都」の内容を、視覚障害等により音声媒体の提供を希望する都民に対して、90分カセットテープ2本に収まるよう音声録音版にして発送するものである。</p> <p>部は、業務履行の条件として「利用者の拡大と利用者サービスの向上」を求めており、業務履行可能な者は、現受託者が唯一であるとしている。</p> <p>しかしながら、厚生労働省から委託を受けた社会福祉法人では、視覚障害者のための録音広報雑誌として、年間にカセットテープ7,200本等を作成、発送している実績があることを踏まえれば、現受託者が唯一の業務履行可能な者と説明することは適切でない。</p> <p>本件委託の主たる内容は、録音及び発送業務であり、競争性の導入が可能であることから、部が、当該業務を特命随意契約としたことは、適正でない。</p>	<p>平成25年度「広報東京都」テープ版の製作・配布委託契約について、競争入札による契約方法で手続を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
32	環境局	ディーゼル車運行規制の取締りに係る違反通知等の取扱いを適切に行うべきもの	<p>自動車公害対策部は、粒子状物質排出基準を超えて粒子状物質を排出するディーゼル車に係る取締りを適正かつ円滑に実施するために、「ディーゼル車の運行規制に係る取締要領」を定め、立入検査、路上等取締り、ナンバープレート等撮影、通報などによる取締りを行っている。</p> <p>ところで、ナンバープレート等撮影による取締りの状況について見たところ、次のとおり適切でない点が認められた。</p> <p>① 部は、制度の実効性を確保するためとして違反通知書によらず注意書の交付をもって通知に代えているが、要領の改正を行っておらず、要領に則した事務処理となっていない。</p> <p>② 調査及び違反通知等の事務処理期間等について、要領に定めがなく、また、マニュアルが整備されていないことから、その取扱いが異なっている。</p> <p>③ 車検証の記載事項データ等と照合する規制取締システムが2か月間不具合であったため、照合等の調査が行えなかったことなどから、移動カメラ撮影データの平成23年8月分及び9月分について、違反通知等を行っていない。</p> <p>違反通知等は、運行禁止命令等の行政処分的前提となる調査、指導であることから、要領に基づき公平かつ適正に実施する必要がある。</p>	<p>① 注意書発行の現状に合わせて、「ディーゼル車の運行規制に係る取締要領」を平成24年5月22日付けで改正した。</p> <p>② これまでの事例や手続の流れ等を整理するとともに、これまでの処理期間の実例を踏まえて、平成24年11月7日付けで、「運行禁止命令等に係る事務処理マニュアル」を策定した。</p> <p>③ 今回のシステム不具合の改善を図るとともに、以後クロスチェック等を徹底し、事務処理の改善を図っている。今後、同様の問題発生に備え、対応を規定した上記マニュアルに基づき適切に対応していく。</p>
33	環境局	実績に応じた支払いが可能となるようにすべきもの	<p>都市地球環境部は、都内の中小規模事業所が、高効率な省エネルギー設備を導入する場合に、発生するCO₂削減量をクレジット化する権利を都へ無償譲渡することを条件に、その費用の助成を行う「中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」を実施しており、募集・受付・助成金交付等の業務については、財団法人東京都環境整備公社（現：公益財団法人東京都環境公社）に委託している。</p> <p>ところで、平成23年度の業務委託契約の積算内訳を見たところ、CO₂削減量等の検証のために、公社が登録検証機関に検証を依頼する費用については、25件で625万円と積算している一方、検証依頼実績は9件となっていた。</p> <p>この場合、通常であれば、検証を依頼しなかった16件分の費用400万円（監査事務局試算）の返還について、公社と契約変更等の協議を行うべきところであるが、仕様書には検証依頼件数の記載がないため、その根拠がなく、結果として、公社と協議を行っていなかった。</p> <p>部は、仕様書に検証依頼件数を記載するなどして、実績に応じた支払いが可能となるようにされたい。</p>	平成25年度契約における仕様書に検証依頼件数を記載した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
34	福祉保健局	使用許可に係る使用料を適切に徴収すべきもの	<p>誠明学園では、学園の土地上空に送電線を通わせるため、Dに行政財産の使用許可を行っているが、平成23年4月1日から平成33年3月31日まで10年間使用を許可していながら、その使用料771万6,600円について、Dから分納の要望があったとして、年額77万1,660円の10年賦としていた。</p> <p>使用許可は、特別の理由があると認めるときは年賦させることが可能ではあるが、相手方が1年ごとの使用料分割納付を希望した場合には、その都度使用料を計算して、1年ごとに許可すること、また、長期間にわたる許可を行う場合は、使用許可開始までの全期間分全額一括納入させることが原則であり、使用許可期限を10年とし、かつ10年間の年額及び総額を通知しておきながら、使用料を年賦させることは適切でない。</p>	<p>平成25年2月28日付24福保子育第2242号にて、平成23年度においてDに使用許可した内容を改める通知を行った。</p> <p>今後は、各年度ごとに使用料の改定を行った上、Dに対して使用料を通知し、納付させる。</p>
35	福祉保健局	印刷物契約を効率的に行うべきもの	<p>心身障害者福祉センターは障害者福祉行政の、中部総合精神保健福祉センターは精神保健行政のそれぞれ基幹事務所であるため、各種申請書等の印刷物を多数作成しており、それぞれ年間30件以上の印刷物契約（契約金額計：それぞれ976万余円、1,488万余円）がある。</p> <p>ところで、印刷物の契約内容を見たところ、毎年度定例的に作成している印刷物が多く、ほとんどをその印刷物の種類ごとに、随意契約にて契約締結していることが認められた。</p> <p>しかしながら、例えば、月単位で契約をまとめるなど工夫をすれば、競争入札での契約案件（予定価格100万円以上）となることから、随意契約を繰り返していることは非効率、不経済であり、適正でない。</p>	<p>指摘以降、平成24年度契約にて、心身障害者福祉センターについては、従来9件行っていた印刷契約を集約し、競争入札等により、2件の印刷契約（契約金額計：432万6,472円）へと変更した。中部総合精神保健福祉センターについては、従来9件行っていた印刷契約を集約し、競争入札により、3件の印刷契約（契約金額計：435万3,615円）へと変更した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
36	福祉保健局	契約事務を適正に行うべきもの	<p>府中療育センターにおける貸与被服等及び給食材料及びの買入れ契約について見たところ、以下のとおり、不適正な事例が認められた。</p> <p>① センターは、職員用貸与被服の購入を随意契約（競争見積り、契約金額計：563万余円）で行っている。</p> <p>しかしながら、それぞれの契約は、毎年度行われるもので、時期もほぼ重なっており、1本もしくは2本の契約とすることで、予定価格が160万円を超えることから、本来、競争入札とすべき契約である。</p> <p>② センターは、直営で給食業務を行っているため、日々の給食材料を品目別に7種の単価契約（推定総金額計：2,155万余円）にて購入している。</p> <p>これらの契約について、指名選定委員会にて、それぞれの契約に際し、入所者の給食調理に適した給食材料を納品できる業者の複数選定が困難という理由で見積徴取者を1者と定め、事実上の特命随意契約にて契約を行っているが、これらの給食材料を納入できる業者は複数存在することから、競争見積りとすべき契約である。</p>	<p>① 職員用貸与被服の購入については、平成24年度契約において契約を集約し、指名競争入札により契約（件名：看護衣上衣（女子）外13点の買入れ、契約金額：291万7,908円及び件名：医務服上衣A外58点の買入れ、契約金額：283万2,474円）した。</p> <p>② 指摘を受けた7品目のうち4品目については、平成24年度下半期の契約の際に、既存業者の外に新規業者を選定し、見積参加願が提出された業者で競争見積契約を行った。</p> <p>他の品目を含む全ての契約について、平成25年度契約に当たり、平成25年2月28日の業者選定委員会において、複数の見積参加業者を選定した。</p>
37	福祉保健局	各センターの利用者に対する食事の取扱いについて見直すべきもの	<p>障害者施策推進部は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、精神保健福祉センター、中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センターを設置している。</p> <p>ところで、各センターの利用者に対する食事の取扱いについて見たところ、中部総合精神保健福祉センターと多摩総合精神保健福祉センターは、弁当の買入れ契約（単価契約）により、デイ・ケア利用者等に対して食事を提供する形態をとり、一方、精神保健福祉センターは、デイ・ケア利用者個人が持参する形態をとっている。</p> <p>しかしながら、同様な都立機関でデイ・ケア事業を行い、同様に診療報酬を徴収しながら、食事提供の取扱いについて、利用者サービスに公平を欠く状況となっていることは、適切でない。</p> <p>部は、各センターの利用者に対する食事の取扱いについて見直されたい。</p>	<p>平成25年3月7日付24精福セ第438号にて、平成25年度4月から精神保健福祉センターにおける弁当提供の実施を決定した。これを受け、平成25年4月に弁当業者と契約（件名：弁当の買入れ（単価契約）、契約金額19万2,000円）を締結した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
38	病院経営本部	<p>収納金の適正性を確保すべきもの</p>	<p>都立病院の診療費等の収納業務については、各病院において専門業者等に委託している。</p> <p>収納業務委託において、受託者は、患者負担分診療費について、収納窓口で収入し、収入情報を医事会計システムに入力し、そのデータを現金有り高と突合・確認して、病院に報告している。</p> <p>収納金については、徴収すべき患者負担分診療費から未納となった金額を差し引いた金額が当日収納金のあるべき金額(理論値)であり、これを現金有り高と突合してその適正性を確認することは、収納金の整理において重要である。また、未収金の発生状況は、病院経営において重要な情報であることから、これを的確に把握する必要がある。</p> <p>このため、サービス推進部は、各病院における現金有り高の確認について、統一的な様式「収納業務日誌」により、収納金額の内訳及び当日未収金などの記載・確認すべき事項を標準化するとともに、医事会計システムが持つ理論値と突合・確認するために、「収納金額確認票」を定め、受託者にこれによる報告をさせ、病院は、これを確認することとしている。</p> <p>しかしながら、各病院における収納金の適正性の確認状況について見たところ、当日未収金の内訳及び金額の妥当性が確認されていないなど、適切でない事例が認められた。</p> <p>これらの状況は、部が、収納金の適正性を確認する仕組みを作ったものの、その目的を各病院に十分に理解させておらず、また、その運用状況について点検するなどして、目的が達成されているかについて検証していないことによるものである。</p> <p>部は、各病院における収納金の適正性の確認状況を検証し、必要に応じて指導するなどして収納金の適正性を確保されたい。</p>	<p>平成23年度医事業務改善PT作業部会において個人分入金手順書を作成し、事務担当者会、医事課長会などで周知徹底を図った。</p> <p>また、局自己検査時に、各病院において「収納金額確認票」を始めとする各資料を作成し、収納金が適切に処理されていることを確認した。</p> <p>今後も、局自己検査及び医事専門課長会等において適正性を確認し、各病院に対し必要な周知を図っていく。また、病院訪問や電話相談の際に指導を行い、適切な事務処理に努める。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
39	病院経営本部	当日未収金に係る申請書の取扱いを適切に行うべきもの	<p>都立病院では、収納業務及び医事業務をそれぞれ専門業者に委託している。</p> <p>収納業務委託契約の仕様書において、当日の未収金については、「診療費納入猶予申請書」を徴し、分納の場合は、「診療費納入猶予申請書」及び「納入延期措置申請書」（以下「申請書」という。）を徴するとされている。これらは、当日未収金の根拠書類であり、また、未収金管理においても重要な書類であることから、その取扱いは適切に行わなければならない。</p> <p>しかしながら、墨東病院では、申請書の徴収は、入院の一部については医事業務受託者が行うことなどから、収納業務受託者に速やかに引き継ぐなどの連携がなされておらず、当日の有り高の突合時においても受託者間で引き継ぎ、確認することをしていない。また、申請書を徴すべき事案についてこれを徴していない、申請書を徴したまま未決定となっているなどの状況が見受けられた。</p> <p>これらは、病院が、当日未収金に係る申請書の取扱状況を把握・確認しておらず、受託者に必要な指導を行っていないことによるものであり、適切でない。</p>	<p>受託者に対して、医事業務受託者が徴収した未収金に係る申請書は、交通事故案件を含め適切に徴取すること、当日の有り高を収納業務受託者と突合する時に合わせて引き継ぐことを指示するとともに、申請後の決定については、病院に対して報告させることで取扱状況を把握・確認している。</p>
40	病院経営本部	未収金管理に係る事務処理手順を適切に定めるべきもの	<p>サービス推進部は、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」に基づき、都立病院における診療収入について、その統一的、具体的基準を定めることにより病院経営本部と各病院が相互に協力して未収金の早期回収等、事務の円滑化を図ることを目的として、「病院経営本部診療未収金管理要領」及び「個人未収金業務マニュアル」を定めている。</p> <p>各病院は、これらに加えて、病院の実態に合わせた対応基準や業務手順（以下「事務処理手順」という。）を定めて、受託者に未収金管理を行わせている。</p> <p>これら各病院で定めた事務処理手順について見たところ、同じ債権（診療費）であるにもかかわらず、督促状発行時期が、①入院診療費と外来診療費とで1週間程度異なっている、②入院診療費は、要領が定める督促状発行期限を越えているなどの事例が認められた。これは、債権管理について、要領等に反し、公平性を欠く状態となっているものであり、適切でない。</p> <p>部は、各病院の未収金管理に係る事務処理手順を点検し、その標準化を図るなど、要領等に基づいた適切な事務処理手順を定められたい。</p>	<p>平成23年度医事業務改善PTにおいて、全病院共通の事務処理手順となる「未収金回収業務改善フロー」を作成し、事務担当者会、医事課長会などで周知徹底を図った。</p> <p>また、局自己検査時に、事務処理手順を確認・指導し、各病院が、原則フローに沿って督促状を発行していることを確認した。</p> <p>今後も、局自己検査及び医事専門課長会等において適正性を確認し、各病院に対し必要な周知を図っていく。また、年度当初の個人未収金担当者会で回収フローを周知する。併せて、病院訪問や電話相談の際に指導を行うなど、適切な事務処理手順の運用に努める。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
41	病院経営本部	債権管理を適切に行うべきもの	<p>都立病院の診療費等の債権管理については、要綱等において、①債権管理台帳を作成し、適正に記録し、保管する、②納付期限までに納付しない者がいるときは、納付期限経過後20日以内に、督促状を発行して督促する、③督促状により定めた納入すべき期限までに納入がない場合、催告書を発行して催告する、などとされており、これらを漏れなく適時適切に行うことは、債権管理事務を適正かつ効果的・効率的に行う上で必要不可欠である。</p> <p>各病院では、これらの業務を受託者に行わせているが、その状況について見たところ、①債権管理台帳の機能を有する「債権管理票・未収金整理簿」の記録・管理が適切でない、②督促及び催告が適時適切に行われていないなど、適正かつ効果的・効率的な債権管理ができておらず、適切でない。</p> <p>各病院において、債権管理事務の主要部分の事務処理を受託者に行わせていることから、サービス推進部は、事務処理手順の標準化を図った上で、各病院に対して事務処理の適正化・効率化を指導するなど、適切な債権管理を行う必要がある。</p>	<p>平成23年度医事業務改善PTにおいて、全病院共通の事務処理手順となる「未収金回収業務改善フロー」を作成し、事務担当者会、医事課長会などで周知徹底を図った。</p> <p>また、局自己検査時に、事務処理手順を確認・指導し、原則フローに沿って督促及び催告が行われていることを確認した。</p> <p>今後も、局自己検査及び医事専門課長会等において適正性を確認し、各病院に対し必要な周知を図っていく。また、年度当初の個人未収金担当者会で回収フローを周知する。併せて、病院訪問や電話相談の際に指導を行うなど、適切な債権管理に努める。</p>
42	病院経営本部	未収金管理状況を把握・分析し、業務に反映すべきもの	<p>収納業務委託契約の仕様書において、業務報告については、①業務従事者の名簿、②業務計画表、③業務日誌を提出することとされており、このうち業務日誌については、毎日の業務終了後、「収納業務日誌」に必要事項を記入し、提出することとしている。</p> <p>しかしながら、この「収納業務日誌」の未収金に係る報告事項について見たところ、適時適切に滞納整理を行ったかが把握・確認できておらず、適切でない。</p> <p>これらは、サービス推進部が定めた統一の様式である「収納業務日誌」により、未収金の滞納整理の実績も報告させているが、統一の様式を定めた目的を病院に十分に理解させておらず、また、その運用状況について、点検していないことによるものである。</p> <p>部は、各病院における未収金管理状況を検証し、必要に応じて指導するなどして、各病院が未収金管理状況を把握・分析し、業務に反映できるようにされたい。</p>	<p>未収金の管理状況については、日々の未納者リストを活用し、収納業務委託業者から当日の未納者に対する電話連絡や文書の郵送状況を、病院職員へ報告させることとした。</p> <p>また、平成24年7月に開催した医事課長会及び医事専門課長会において、検討結果を踏まえて適時適切な滞納整理を行うよう指導し、各病院で運用の見直しを図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	病院経営本部	契約内容の適正な履行を確保すべきもの	<p>各病院は、収納業務委託契約の仕様書において、業務の範囲及び業務内容等を示しており、さらに受託者に対して、本業務を円滑かつ適正に遂行するための手順書を作成し、契約締結後、速やかに病院に提出することを求めている。</p> <p>しかしながら、①仕様書に、業務を円滑かつ適正に遂行するために必要かつ十分な記載がない、②仕様書が、業務フローの変更に見合った見直しがされておらず、実態と乖離している、③受託者の手順書が、業務フローの変更に見合った見直しがされておらず、実態と乖離している、④病院は、受託者から提出を受けた手順書について、業務を円滑かつ適正に遂行できるか確認していない、などの状況となっており、仕様書及び手順書としての機能を果たしていない。</p> <p>このように、各病院において仕様書により業務内容を的確に指示していないことから、適切な手順書の作成及び履行ができず、また、業務の履行状況を適切に把握・分析できていないことから、必要な指導・改善が行われていない。</p> <p>部は、仕様書及び手順書を見直しするなどして、適正な業務の履行を確保されたい。</p>	<p>事例のあった各病院において、仕様書については、平成25年度から、手順書については、平成24年7月から、それぞれ見直しが完了していることをサービス推進部で確認した。</p> <p>今後も、引き続き局自己検査時に各病院の仕様書及び手順書を確認するとともに、病院訪問時にも必要に応じて修正を加えるよう指導することで、適切な業務の履行を確保していく。</p>
44	病院経営本部	業務の履行確認及び評価を適切に行うべきもの	<p>病院経営本部は、松沢病院の運営についてPFI手法を導入している。PFI手法による病院運営は、医事業務や建物管理などの医療周辺業務について、委託者が求めるサービス水準(業務要求水準)を示し、各業務の遂行方法を事業者にゆだねることにより、事業者の創意工夫を引き出し業務の最適化を図り、事業者と委託者が行うモニタリングによってサービス水準の維持を図る包括的な契約である。</p> <p>松沢病院では、事業者から「病院運営業務マンスリーレポート」により報告を受け、「PFI業務推進会議(仮称)」に付議して既存施設等関連業務の履行確認を行うとしているが、その履行確認について見たところ、</p> <p>① 未収金管理業務について、平成24年2月に改善が必要な事項として報告されているにもかかわらず、以後も毎月同様の報告がされており、改善されていない</p> <p>② 診療報酬請求業務について、査定減レセプトの再請求などの事務処理に遅滞があるにもかかわらず、PFI事業者からの報告がなく、病院から改善要求もなされていない</p> <p>など、PFI手法導入による効果である業務運営の課題の確認、履行状況の確認及び評価が十分に行われておらず、適切でない。</p>	<p>病院において、毎月、事業者から「月次モニタリング評価表」(以下「評価表」という。)による報告を受け、「定期モニタリング委員会」(以下「委員会」という。)で、履行状況の確認及び評価を行っている。</p> <p>指摘以降、当該業務については、評価表に基づき、問題の原因やその対策等について、事業者からヒアリングを行い、病院と事業者との間で情報共有を図るとともに、指導を行った。</p> <p>また、未解決の課題については、事業者に対するモニタリング結果通知で、対策と実施スケジュールの提示を求め、翌月の委員会において進捗状況を確認し、評価に反映している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
45	病院経営本部	公務災害等の認定請求手続を適切に行うべきもの <松沢病院>	<p>都立病院では、診療報酬に係る保険者負担分を、社会保険診療報酬支払基金等に、原則として翌月に請求している。また、公務災害等で認定決定がされていないなど請求の要件を満たしていないものは、基金等へ請求できないため、要件が整うまで未請求分として管理している。</p> <p>ところで、松沢病院が管理する未請求診療報酬の保留状況を見たところ、監査日現在、公務災害等の手続中であることを理由に、診療月から1年以上経過している案件が20件、37万1,220円あることが認められた。</p> <p>これらの患者は、当該病院の医師や看護師など病院職員であるため、手続の状況を確認したところ、①被災職員が公務災害申請書類等を提出しない、②公務災害申請後、基金等からの確認事項に対して未回答の状況が継続している、など、公務災害の認定請求手続が適切に行われていない状況が認められた。</p> <p>公務災害等の補償を受ける権利は、被災から2年間で時効となり消滅するものであり、また、診療報酬は遅滞なく手続を行えば確実な収入となることから、センターには速やかな対応が求められる。</p>	<p>指摘対象20件については、補償請求書類を揃え、平成25年1月4日までに請求手続を完了した。</p> <p>公務災害に係る事務処理については、補償請求から認定、治癒報告、療養費の請求に至るまでの進捗状況を一覧表にて一元管理し、基金等からの確認事項については、事案別に管理することとした。</p> <p>今後も、公務災害に係る事務処理については、関連部署間で毎月進捗状況を確認し、手続が遅れているものについては、期限を設定して処理していく。</p>
46	病院経営本部	契約事務を適切に行うべきもの	<p>医療器械類の整備の契約事務に当たっては、計画的・効率的に処理を行い、品目別、履行期限別に適宜に案件を取りまとめるなどスケールメリットを活かした契約とすること、また確実な検査期間を確保することが必要である。</p> <p>神経病院では、平成23年度における医療器械類の購入計画を、あらかじめ7月に決定していたが、その購入契約（契約金額100万円を超える事案全31件）について見たところ、以下のような適切でない状況が見受けられた。</p> <p>① 6割を超える20件について、年度末を迎える第4四半期に集中して購入契約が行われている。</p> <p>② 同一品目の物品を購入するにもかかわらず、契約を取りまとめることなく、個別に契約手続を行っている。さらに、取りまとめて1件の契約とすれば競争入札となる案件があったにもかかわらず、案件を取りまとめることなく、それぞれ随意契約としている。</p> <p>③ 履行期限を同一日としているにもかかわらず、契約を取りまとめることなく、同一の日付で起案し、個別に契約手続を行っている。</p> <p>④ 履行期限が3月30日の案件が多数あり、一斉の納入及び動作確認、さらには検査不合格の場合の再検査等に必要な検査期間を確保していない。</p>	<p>① 不測の事態に備えた留保分を除き、計画的な契約事務執行を行い、平成24年度は、第3四半期までに年間予定件数の約7割の契約を行った。</p> <p>② 同一品目については、取りまとめて1件の契約とした。</p> <p>③ 医療器械は、用途や性質を考慮し契約をまとめるよう努めている。</p> <p>④ 履行期限が3月下旬に集中しないよう契約事務の遂行に務めた結果、平成24年度において3月下旬を履行期限とする案件は減少した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
47	産業労働局	事業効果を検証するとともに、その結果を踏まえて事業のあり方を検討すべきもの	<p>雇用就業部は、若者が優れた職人技を目にし、職人の指導のもと「ものづくり」を実際に体験することで、ものづくり職種への理解を深める契機とするとともに、技能の継承、後継者の育成に結び付けていくことを目的とする「職人塾」を、東京都職業能力開発協会に委託（契約金額：821万6,049円、契約期間：平成23.4.25～平成24.3.30）して実施している。</p> <p>ところで、実習生の、実習先又は関連業界への就職者数を見たところ、実習直後の就職者数は、平成23年度は4人（10%）、累計では24人（13.6%）であることが認められた。</p> <p>部は、実習直後の実習先等への就職者数は少ないものの、職人塾への応募者数や実習先での継続指導が増えていることをもって、事業が浸透し一定の効果を見せているとしている。</p> <p>しかしながら、部は、実習後も継続して実習先で指導を受けることとなった実習生のその後の状況や、その他の実習生の就職状況について追跡調査していない。このため、技能の継承、後継者の育成という職人塾の事業効果を検証することができず、適切でない。</p> <p>部は、職人塾の過去の実習生についても追跡調査して、事業効果を検証するとともに、その結果を踏まえて事業のあり方を検討されたい。</p>	<p>平成25年2月に実施した検討会（能力開発課、東京都職業能力開発協会、しごとセンター）において、過年度の調査結果に基づき事業効果を検証したところ、就職後の定着及び実習先での指導の継続という現況が認められたことから、技能の継承、後継者の育成という職人塾の事業効果はありと判断した。このことから、今後も事業を継続する。</p> <p>今後も継続した検証を行っていくこととした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
48	産業労働局	毒物、劇物及び危険物の管理が適正に行われるよう指導を徹底すべきもの	<p>産業労働局の一部の事業所では、職業訓練、試験研究等のために、吸入や接触によって中毒を起こす毒・劇物、引火性が高い石油類等の危険物を使用している。</p> <p>毒・劇物及び危険物の管理については、平成17年定例監査において、所で必要のなくなった劇物を保管していたなどの状況が認められたため、安全衛生を所管する総務部に対して、指導に努めるよう意見・要望しており、部は、これを受けて、各部所に対して通知などにより指導を行ったとしている。</p> <p>しかしながら、在庫量等を記入する管理簿を作成していない、必要のなくなったものを保管しているなど適正でない状況が、島しょ農林水産総合センターほか6事業所において認められたことから、部の指導は、十分に徹底されているとは認められない。</p> <p>都民及び職員の生命・身体に危害を及ぼす事故を未然に防止することは、最優先されなければならない重要事項であり、部は、定期的な実地検査を行うなど内部牽制の機能を強化する必要がある。</p>	<p>再発防止に向け、平成24年7月30日の事業所長会にて、該当する全事業所長に周知を行った。また、同会に、福祉保健局健康安全部薬務課毒劇物指導担当を講師として招き、毒劇物の適正な管理についての研修を行い、各事業所長の管理責任者としての責務を再認識する機会とした。</p> <p>平成24年10月12日付の職員課長通知で、危険物等管理保管規定の見直しと毒劇物等の管理の徹底について通知した。その後、所における管理状況を確認するため、平成24年10月から平成25年2月までの期間に該当の事業所に対して職場巡回を実施した。</p> <p>今後とも、実地検査の実施など、内部牽制の機能を強化し、毒劇物等の管理について指導を徹底していく。</p>
49	中央卸売市場	駐車場の借上げに係る経費を適切に見直すべきもの	<p>管理部は、築地市場内再整備工事に伴う代替駐車場の確保のため、Aから駐車場138台分を借り上げている。部及び市場は、Aに対して、周辺の駐車場料金相当額を支払っており、Bから徴収する、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）により算定された市場内駐車場料金相当額との差額（月額40,237円）については、公費で負担している。</p> <p>ところで、駐車場の使用状況については、監査日現在、代替駐車場として使用されていた駐車場は117台であり、現契約締結日（平成20.4.1）以降の最大使用数を見ても126台にとどまっている。</p> <p>このことから、少なくとも、12台分の駐車場が余剰であり、使用する予定を見込むことができない駐車場までも借り上げることとなり、適切でない。</p> <p>現契約締結日以降の最大使用台数（126台）を基に試算した場合、年間約579万円の経費削減が可能となる。</p> <p>部及び市場は、駐車場の借上げに係る経費を適切に見直されたい。</p>	<p>駐車場の契約台数について調整を行い、12台分について削減し、平成25年4月1日以降の契約台数を、126台とした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
50	建設局	単価契約工事のより適正な執行に係る内部統制の有効運用及び指導強化をすべきもの	<p>道路・橋梁の維持補修業務においては、即時性が求められる工事や小規模な工事が多く、総価契約工事では対応しにくいいため、単価契約工事により、各建設事務所が実施している。</p> <p>単価契約工事は、例外的な契約方法であること、また、総価契約を締結する場合に比べて割高なものとなることから、その運用及び執行については、適切に行う必要がある。</p> <p>そこで、第二・第三・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所の単価契約工事における、受託者への指示について見たところ、①即時性が認められないものに単価契約工事を適用したもの、②工事の指示手続及び会計事務等に適正を欠くもの、③適切な検査・確認がされておらず施工内容が担保されていないものなどの事例が、複数所において多数見受けられた。</p> <p>これらの状況は、本来、指示、指示決定及び施工完了検査等の各事務処理の段階で、工区長、工事主管課長の決定及び会計事務等に係る所定の手続を経ることにより内部牽制・統制が機能する仕組みとなっているものが、事実上機能していなかったことによるものである。</p> <p>また、道路管理部では、単価契約工事について、各所の実態及び不適切事例を把握しておらず、原因の分析がなされていないことから、不適切事例発生の予防・改善の対応が十分になされていない。</p> <p>総務部では、会計事務等に係る不適正な事務処理が、複数所で発生又は同一所で再発するなど、各所において会計事務等に係る牽制が十分になされていないことから、その改善を図る必要がある。</p>	<p>指摘のあった各建設事務所においては、所内会議を行い、工事主管課長を中心に要領や手引きに基づく手続を徹底するとともに、経理主管課による確認を適切に行うことにより、内部統制を十分に機能させ、適正に執行している。</p> <p>道路管理部においては、平成24年度当初より、補修担当課長会や担当係長・担当者会議の機会を捉え、監査内容の説明を行うとともに、要領や手引きに基づく手続を徹底し、適正な執行に向け指導を強化した。また、道路維持関係検討会を開催し、不適正事例の解消や予防に向けた検討を行っている。</p> <p>総務部においては、平成24年10月から12月に実施した自己検査において、当該単価契約工事の案件を対象として、支出時の会計手続について確認・指導した。来年度以降も定期的に確認を行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
51	建設局	執行計画及び執行状況の検証を適切に行うべきもの	<p>用地部は、所有する先行取得用地（17か所）及び事業用代替地（93か所）の管理・造成等業務について、委託協定書により公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している（委託協定期間：平成23.4.1～平成24.3.31、概算委託額：8,603万1,433円）。</p> <p>部は、概算委託額内訳書をもって事業計画とし、公社は、概算委託額に沿った資金面のみの執行計画を作成、提出しているが、協定では、委託業務内容、仕様及び業務実施基準等を具体的に定めていないことから、具体的な事業内容及び実施方法を含めた計画を作成する必要がある。</p> <p>しかしながら、部及び公社は、具体的な計画を作成しておらず、この結果、部は委託業務が適時適切に履行されているかどうかなど、執行状況の検証を行わないまま、公社からの請求金額どおり代金を支払っており適切でない。</p> <p>また、柵の補修・撤去等の随時対応については、公社は部と協議の上、実施するとされているが、その発生日、事案内容、指示内容、対応結果等の実施内容について、部は記録を残しておらず、公社からも報告がないため、公社からの請求額等の根拠が確認できない状況となっていることも適切でない。</p> <p>部は、事業計画を作成するとともに、随時対応も含め、執行計画及び執行状況の検証を適切に行われたい。</p>	<p>本協定の対象業務のうち、執行状況の検証の必要がある業務については、公社から、予定及び実績の分かる一覧表を徴し、業務の執行状況の検証を行った上で請求金額を確認し支払いを行うこととした。</p> <p>また、随時対応が発生する柵の補修・撤去等については、平成24年4月から、指示記録簿を作成することとし、指示日・指示内容・完了日を記録している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	建設局	契約仕様を再検討し履行の徹底を求めるべきもの	<p>東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所は、都立公園（上野恩賜公園、井の頭恩賜公園等）内の巡回警備等の業務を委託している。</p> <p>これらの契約では業務従事者の備えるべき要件として、仕様書において消防署等の実施する救急救命訓練等の受講を求めており、未受講の者が業務に従事する場合には同訓練の研修計画（受講予定）を提出することとしている。</p> <p>ところで、この仕様の履行状況等を確認したところ、研修計画の提出により未受講者でも業務従事が可能となっていることから、受託者の受講時期によっては業務期間中の業務の大部分又は全てが未受講者によって行われる状況となっていることが認められた。</p> <p>巡回警備業務の履行に当たっては、公園内で急病人が発生するなどの突発的事態に際し、本仕様を対象とする救急救命の知識が必要とされる場面が想定できる。そのため、研修計画の提出により未受講者の業務従事を許容する現在の仕様は適切ではない。また、所は業務の時期や目的ごとに適切な仕様を検討する作業を十分行わずに一律の仕様を設定しており、適切でない。</p> <p>各所は、警備業務委託について、各契約の業務内容に応じた救急救命訓練等に関する仕様を再検討した上で、仕様の趣旨が業務に反映されるよう、受託者にその履行徹底を求められたい。</p>	<p>東部公園緑地事務所において、平成25年度上野恩賜公園園内巡回警備等業務委託（平成25.4.1～平成26.3.31）等の該当契約について、業務従事者の備える要件として、日本赤十字社や消防署等が実施する救命講習を修了した者を、業務期間の初期から従事するよう改め、また、業務日ごとに必ず配置するよう仕様書の表記を改めた。</p> <p>西部公園緑地事務所においては、平成24年度井の頭恩賜公園特別期パークガイド業務委託（単価契約）（平成24.4.1～平成25.3.31）について、委託業務従事者の備える要件として「東京消防庁が行う講習会等を受講し、心肺蘇生（AEDを含む。）の方法を習得、講習終了の認定証を有する者を含むこと。」とし、仕様書の表記を改めた。</p>
53	交通局	特命随意契約を見直すべきもの（用務業務委託（発電））	<p>車両電気部は、発電事務所の所在地が遠隔地にあることから、所の用務業務について委託することとし、特命随意契約を締結している。</p> <p>部は、特命理由として機器類の重要性及び職員の勤務時間の特殊性に精通していること及び衛生管理等必要な教育訓練が行われている従業員を雇用し配置できることを挙げているが、本件業務内容は、清掃業務については、保安上必要な箇所について立会い等の措置を講ずれば受託者以外の他の業者でも十分に対応できるものであり、調理作業の業務内容は、昼食を希望する職員のための調理及び後片付けである。</p> <p>このことから、現在の特命随意契約は、適正でない。</p>	<p>平成25年3月4日に平成25年度分について競争入札を実施した。</p> <p>なお、調理作業は利用実績の減少傾向を踏まえ、当該業務委託を廃止した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
54	交通局	委託業務を確実に履行させるよう指示体制を適切に見直すべきもの	<p>自動車部は、旅客自動車車両清掃について委託しているが、その履行状況の確認を行ったところ、部の清掃指示が漏れていたために、適切に車両清掃が実施されていなかった車両が認められた。</p> <p>部に確認したところ、清掃車両の選択及び指示については、実施回数に差が生じないよう受託者に指示を行い、指示の確認ができる仕組みを構築しているものの、タイヤの乱れ等により車両の入出庫時間がずれることがあり、計画通りに清掃ができないことも少なくなく、実施状況の確認を徹底し、未実施が認められた車両については、改めて清掃の指示を行っているとしている。</p> <p>しかしながら、車両清掃については、平成20年定例監査において、1車両当たりの清掃実施回数に各月で差があることから、改善を求めており、今回の原因は、前回の指摘事項と同一ではないものの、指摘の主旨を踏まえて見直しを行っていれば、改善できていた事項であると認められる。</p> <p>部は、受託者が確実に委託業務を履行できるよう、指示体制を見直す必要がある。</p>	<p>清掃回数については、前回の監査で改善指示を受けて、確認表を作成して対応してきたところである。</p> <p>しかしながら、運行ダイヤの遅れ等の理由から実施できない車両もあり、指示が徹底されていない事実を踏まえ、平成24年11月より未実施の車両について報告書の欄外に未実施の旨を記載させ、その未実施車両について次回の清掃時に指示を出すことで、清掃漏れのないように改善した。</p>
55	交通局	予備品を適正に管理すべきもの（信号設備及び通信設備等の維持補修及び保守管理等）	<p>車両電気部は、電気管理所において、都営地下鉄の各線における信号設備及び通信設備等の維持補修及び保守管理等を行っており、浅草線電気管理所ほか3所が実際の業務を担当している。</p> <p>各所においては、設備に緊急な不具合が発生した場合に速やかに対応するため、常時、交換部品として、駅構内の監視モニターや放送装置等の予備品を用意し、調達、受入れ及び払出しに係る業務を行っている。</p> <p>ところで、予備品の管理状況について見たところ、下記のとおり状況が認められた。</p> <p>① 浅草線電気管理所において、各駅等において使用するとして払い出したにもかかわらず、予備品リストには払出しの記録がない。</p> <p>② 各線ごとに様式が異なり、適正な管理に必要な要件を満たしていない様式がある。</p> <p>③ 部は、在庫確認の間隔を決めていない。</p> <p>部が予備品の取扱いについて明確な基準を策定していないことは適正でなく、また、部策定の基準がないため、各所が予備品の管理を統一に行っていないことは、適切でない。</p>	<p>浅草線電気管理所は、平成24年8月28日に所内区長会を開催し、払出しのたびに予備品を確認しリストに記入するよう周知した。</p> <p>車両電気部は、予備品の管理のため統一様式を定め、予備品の適正管理について、平成25年1月23日に各事業所長宛事務連絡を通知した。今後は、予備品の適正管理について、各事業所を指導する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
56	交通局	予備品の受入れ等に係る記録管理を適正に行うべきもの	<p>木場車両検修場は、大江戸線車両の検査及び故障対応を行っている。</p> <p>なお、大江戸線車両の部品や消耗品等の予備品は、馬込車両検修場が管理していることから、場は、必要に応じ、馬込車両検修場より取り寄せている。</p> <p>ところで、場において、予備品の棚卸しについて見たところ、場は、年1回、棚卸しを定期的に行っているとしているものの、期中の部品等の受入れ、払出しの明細を記帳するのに必要な受払簿がないために、予備品の払出しを行った時の正確な記録が確認できなかった。</p> <p>このため、馬込車両検修場から受け入れた数量と棚卸し時の数量との差が、検査のたびに部品等の交換か、亡失など事故によるものかを判別することができず、適正な予備品管理が行われているとはいえない状況になっている。</p>	<p>木場車両検修場は、馬込車両検修場から受け入れた予備品について、受払簿を作成し、平成24年11月5日から予備品の受入れ等に係る記録管理を行うようにした。</p>
57	交通局	貯蔵品を適切に管理すべきもの	<p>馬込車両検修場及び大島車両検修場は、貯蔵品出納員が、受入・払出伝票に基づき、財務会計システム（貯蔵品管理メニュー）（以下「貯蔵品システム」という。）に入力することにより、貯蔵品を管理している。</p> <p>資産運用部作成の「貯蔵品事務の手引」では、たな卸資産の受払いは、受払いの都度、種類別に数量及び価格を記載するとしており、また、各倉庫は、貯蔵品の受払いを速やかにシステムに反映させるため、受払いの都度、速やかに財務会計システムに登録の入力をしなければならないとしているが、各場において、個々の貯蔵品の払出しの管理方法を見たところ、以下のとおりであることが確認された。</p> <p>① 職員は、棚カードに日付・個数・氏名を記載して貯蔵品を持ち出している。</p> <p>② 担当者は、棚カードに記載された記録を、その都度入力すべきところ月1回まとめて貯蔵品システムに入力している。</p> <p>これらの結果、各場において、棚に貯蔵品ごとに別々に置かれたバスケット等の在庫量が、在庫量として適正なのか、その基準は確認できず、根拠が不明な状態となっていることは、適切でない。</p> <p>各場は、資産運用部が定める貯蔵品の管理方法の基準に基づき、貯蔵品を適切に管理するとともに、主要な貯蔵品については、場における適正な在庫量の基準を定められたい。</p>	<p>貯蔵品の適切な管理について「貯蔵品事務の手引」に基づき、平成24年9月3日、各場において周知徹底した。</p> <p>主要な貯蔵品について、平成24年11月5日付けで「貯蔵品管理対応マニュアル」を作成し、在庫量の基準を定めた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	水道局	お客さまセンターの誤処理を把握し履行状況の確認と発生防止対策を講じるべきもの	<p>サービス推進部は、区部における給水開始等申込み受付等の総合的な受付対応業務を、株式会社PUCに、「東京都水道局お客さまセンター運営業務委託契約」により委託している。</p> <p>水道使用者からの電話等による申込み等について受付処理を行うに当たり、処理全体の正確性を確保するためには、誤処理の発生を防止する必要がある。そこで、部がお客さまセンターの誤処理についてどのように発生の防止を図っているかについて見たところ、以下のような問題点が認められた。</p> <p>① 部は、誤処理等の分析結果報告をPUCに求めているため、誤処理の総数が把握できず、業務委託の受付処理が正確になされているか、履行状況の確認ができていない。</p> <p>② センターの誤処理には、水道料金等を変更する必要があることから、部は、減少に努める必要がある。</p> <p>料金更正算定処理は、営業所が行う業務であるため、営業所では、原因となったセンターの誤処理を全件把握することができる。</p> <p>しかしながら、部はこれを営業所から全件報告させておらず、内容や件数を把握していない。</p> <p>部は、PUC及び営業所に報告を求めるなどにより、センターの誤処理を把握し、履行状況の確認と発生防止のための効果的な対策を講じられたい。</p>	<p>お客さまセンターの受付業務における誤処理の減少に向けた対策は、センター運営の一環としてセンターで対応するものと位置付けている。</p> <p>このため、センターでは、品質管理者を設置し、営業所等からの指導等により、誤処理を確認した際は、その都度、当該のオペレータ等に指導を実施するとともに、適時「回覧」を用い、全体的な注意喚起等を行い、受付内容の修正等も迅速に実施している。</p> <p>また、サービス推進部では、PUCより、平成24年4月から誤処理件数及び内容を全件報告させている。</p> <p>上記により、効率・効果的に誤処理の発生防止に資していく。</p>
59	水道局	委託会社に対し、調査漏れ等の発生防止のために効果的な指導を行うべきもの	<p>サービス推進部は、株式会社PUCに、使用中止又は給水停止となった未納者の徴収整理業務を委託しており、PUCは、局が定めた事務取扱手続きに基づき、未納者の住民票等の調査、口座登録がある場合には再振替等の調査事務、文書等による催告事務などを行う。</p> <p>PUCの処理後の徴収事務を行う営業所は、PUCの処理内容を確認し、調査漏れ等の不備がある場合に部へ報告し、部は、PUCに再調査の指示及び指導をすることとなっている。</p> <p>ところで、世田谷営業所において、PUCの調査に漏れがあるにもかかわらず、徴収停止した案件が見受けられた。</p> <p>調査が漏れたまま徴収停止を行うことは、回収可能な債権を回収できなくなる場合があるため、PUCによる調査等が、事務取扱手続きの定めのとおり、漏れなく行われることを確保する必要がある。</p> <p>部は、営業所からのPUCの調査漏れ等についての報告を、記録し分析するなどして、PUCに対し、調査漏れ等の発生防止のために効果的な指導を行われたい。</p>	<p>平成24年3月の収納係長会幹事会で、清算料金管理室の調査漏れについて、処理要領に基づき業務課に報告するよう再度指示をした。</p> <p>営業所から調査漏れを報告させ、業務課で平成24年4月以降の件数を把握するとともに、報告の都度、清算料金管理室に再調査指示と調査漏れに関する口頭指導を引き続き行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
60	水道局	記録映画の作成に係る委託契約を計画的に行うべきもの	<p>多摩水道改革推進本部は、多摩丘陵幹線整備事業第二次整備区間及び主要新設浄配水施設の工事（工事予定期間：平成16年度～平成22年度）について、職員研修、都民への広報、事業経過の記録を目的として、記録映画を作成している。</p> <p>作成に当たり、本部は、平成16年度に、平成22年度までの企画書を作成させ、これに基づき、年度ごとの特命随意契約を締結している。</p> <p>ところで、本部は工事の完成を平成22年度から平成24年度に変更したことに伴い、記録映画の作成についても、撮影後の編集を含め平成25年度まで行うこととしている。</p> <p>しかしながら、撮影すべき施設・工事内容などは工事期間の延長によって変わるものではないにもかかわらず、具体的な撮影事項を仕様書で示すことなく、撮影回数のみ指示し、その回数により算出した金額により契約していることから、工事期間の延長に伴い、ビデオ作成費用が制限なく増加することとなっている。</p> <p>これは、本来、企画書において、撮影事項ごとに所要金額を提案させるなどして、撮影内容と所要額の全体計画を定めるべきところ、本部がこれを行っていないことによるものであり、適切でない。</p>	<p>平成25年度及び平成26年度における記録映画撮影対象並びにそれに対する撮影予定回数及び金額を明確にした撮影計画表を策定した。（平成26年度までの計画としたのは、整備事業に1年間の遅延が生じたことによる。）</p> <p>平成25年度契約に当たっては、撮影計画表に基づき、仕様書において、撮影対象工事案件、撮影項目等を明示した。</p> <p>今後とも撮影計画表に基づき、記録映画の作成に対して適切な進行管理を図っていく。</p> <p>なお、今後新規で記録映画を作成する場合は、東京都水道局業務委託契約に係るコンペ実施要綱に基づき、適切に実施していく。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	都市整備局	小規模出先事務所に係る警備・消防対策について	<p>都市整備局は、再開発事務所、区画整理事務所など、本所事業所（以下「本所」という。）の事業地域の現場事務を担当する小規模出先事務所（以下「支所」という。）を設置している。</p> <p>ところで、事業所の警備・消防対策について見たところ、全ての本所については機械警備や消防設備保守により措置しているものの、支所の全てには行われていない実態が認められた。</p> <p>しかしながら、これらの支所は、小規模・少人数ながら職員が職務を行い、建物、事務機器など都の財産を有し、また、盗難、流失など失うことの許されない文書、図面、電子データなどが集積・存在していることから、防犯、消防対策の対象として無視することのできない庁舎である。</p> <p>都の無人施設において破壊侵入・盗難事件が発生している実例もあることから、局内の建物管理に関する指導所管部である総務部には、警備・消防対策についての措置基準を策定の上、支所の実態を調査し、必要かつ適切な対策措置を実施することが望まれる。</p>	<p>平成25年1月18日に事業所の警備及び消防対策について措置基準を策定し、関係者に周知した。また、地区事務所の業務の実態を確認した上で引続き消火器を設置するとともに、平成25年度からは、全ての箇所について、機械警備による警備・消防対策を導入した。</p>
62	建設局	小規模出先事務所に係る警備・消防対策について	<p>局は、建設事務所の工区など、本所事業所（以下「本所」という。）の地区・地域事務を担当する小規模出先事務所（以下「支所」という。）として、52か所の所を設置している。</p> <p>ところで、事業所の警備・消防対策の実態について見たところ、全ての本所については、機械警備や消防設備保守により措置しているものの、全ての支所においては行われていない実態が認められた。</p> <p>しかしながら、これらの支所は、小規模・少人数ながら職員が職務を行い、建物、事務機器など都の財産を有し、また、盗難、流失など失うことの許されない文書、図面、電子データなどが集積・存在していることから、防犯、消防の対象として無視することのできない庁舎である。</p> <p>過去（平成22年度）に局内の無人施設において侵入・盗難事件が連続して発生していることも踏まえ、局内の建物管理に関する指導所管部である総務部には、警備・消防対策についての措置基準を策定の上、支所の実態を調査し、必要かつ適切な対策措置を実施することが望まれる。</p>	<p>警備対策については、平成24年7月27日付けで各建設事務所に対策基準を周知し、機械警備の導入もしくは補助錠設置による二重施錠を行った。</p> <p>消防対策については、平成24年8月28日付けで各建設事務所に対策基準を周知した。</p> <p>また、消火器を設置している全ての支所における消火器点検を総務部が一括して契約した。</p>

[平成24年工事監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	財務局	陸上競技場における舗装工事の積算を適切に行うべきもの	<p>武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）陸上競技場（22）フィールド工事は、スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会及び第13回全国障害者スポーツ大会）のメイン会場となる味の素スタジアムの補助競技場（第3種公認陸上競技場）の整備を行うものである。</p> <p>このうち、陸上競技場フィールドのアスファルト舗装工及び路盤工について見ると、それぞれの舗設幅等から車道と同等として単価設定すべきところ、割高な歩道として積算している。</p> <p>このため、積算額約1,198万円が過大なものとなっている。</p>	<p>本件工事を実施した建築保全部では、平成24年12月20日及び平成25年1月17日に監査指摘事項再発防止検討会を開催し、指摘事項の周知及び再発防止策の検討を行った。</p> <p>具体的な再発防止策としては、陸上競技場舗装工事実施設計の特記仕様書において、使用機械の選定に当たっては、作業条件等を考慮して機種選定を行うよう記載することとし、平成25年1月23日に臨時係内会議で周知した。</p> <p>また、再発防止に向けて、平成25年1月23日に技術管理課から、適正な設計・積算業務の執行の徹底について部内各課に周知した。</p>
64	財務局	解体工事における設備機器撤去の積算を適切に行うべきもの	<p>旧都立清瀬小児病院（23）解体工事における、設備機器撤去費の積算について見ると、局積算基準等により、新設工費に一定の係数を乗じてその費用を計上している。</p> <p>しかしながら、ユニット形空調機の撤去の乗率及び吸引ポンプの撤去の歩掛を誤って100倍で算出している。</p> <p>このため、積算額約550万円が過大なものとなっている。</p>	<p>本件工事を実施した建築保全部では、平成24年12月20日及び平成25年1月17日に監査指摘事項再発防止検討会を開催し、指摘事項の周知及び再発防止策の検討を行った。</p> <p>検討の結果、適正な撤去費積算を行うため「積算チェックリスト」に資機材撤去等の項目を追加し、歩掛り及び数値単位の確認を行い、確実性を期すこととした。</p> <p>なお、再発防止策の実施については、平成25年1月23日技術管理課から部内各課へ周知した。</p>
65	スポーツ振興局	太陽光発電設備工事における労務費の積算を適正に行うべきもの	<p>味の素スタジアム（22）第1種陸上競技場化改修電気設備工事における、太陽光発電設備工事の積算について見ると、見積り採用した据付労務費には、主要機器を設置するための労務費と配線材料を施工するための労務費が計上されている。</p> <p>しかしながら、配線材料を施工するための労務費は、配線材料に含めて単価設定しており、二重に計上されている。</p> <p>このため、積算額約158万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、工事監査を踏まえ、指摘事項の再発防止策等について次のことを行った。</p> <p>① 平成24年8月1日の係会において、本指摘案件について内容を周知するとともに、積算業務に対する注意点を再度確認した。</p> <p>② 「工事別積算チェックリスト」を活用して単価の適用方法や見積の取得・適用方法等のチェックを引き続き行うことを確認した。</p> <p>③ 職員の技術向上のため、技術研修に積極的に参加することとし、平成24年度は建設局主催の研修に参加した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	都市整備局	歩道舗装の積算を適切に行うべきもの	<p>環状二号線街路築造及び舗装工事（21 汐留－9）は、汐留地区内の環状二号線の車道と歩道の舗装及び排水施設等を整備するものである。</p> <p>このうち、歩道舗装工の積算について見ると、機械施工に比べて単価の高い人力施工で計上している。</p> <p>しかしながら、当該箇所は歩道幅が広く機械での施工が可能であり、工事記録写真においても機械で施工していることが確認できる。</p> <p>また、車道から民有地への乗り入れ部の舗装についても、同様に人力施工で計上している箇所を機械にて施工している。</p> <p>このため、積算額約114万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局においては、平成24年8月6日「土木技術交流会」を開催し、本件指摘事項及び各部所から監査受検報告を行い、局所横断的な周知徹底を行った。また、平成25年2月5日「平成24年工事監査報告会」を開催し、全指摘案件を周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した第二区画整理事務所では、平成24年7月3日「臨時係長会」を開催し指摘事項の報告・現場状況に応じた積算の実施・引継ぎ書への特殊な施工条件の記載等について周知徹底した。また、同年7月12日、別件の設計引継ぎにおいて、設計者から工事監督者へ書面で設計思想を詳細に説明し、工事監督者はこれを踏まえた監督業務を実施した。</p>
67	環境局	井戸設置の積算を適切に行うべきもの	<p>平成23年度中防外側LFG有効利用施設井戸設置工事は、LFGの有効利用を図るため、ガス採取井戸を設置するものであり、井戸設置の工法について、設計図及び特記仕様書では、ケーシング内にロッドを挿入し先端モニターより超高压水と圧縮空気を噴射させて掘削することとしている。</p> <p>一方、積算については、この工法が局積算基準にないことから、土木工事標準積算基準書（国土交通省）の場所打杭工と高压噴射攪拌杭工とを準用して積算しているが、積算で準用している工法は杭を築造するものであり、本工事で採用している工法とは明らかに相違している。</p> <p>このため、水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（厚生労働省）や、さく井・改修工事標準歩掛資料（社団法人全国さく井協会）等の基準類を参考に積算すべきであり、杭の基準を用いて積算していることは適切でない。</p> <p>（注） LFG（ランドフィルガス） 埋立処分されたゴミが分解する過程で発生するガスで、主成分はメタン。</p>	<p>局は、平成25年1月22日に工事関係部課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。</p> <p>本件工事を実施した廃棄物対策部（廃棄物埋立管理事務所）は、以下の対応を行った。</p> <p>① 積算について参考となる基準類を再確認し、適用範囲ほか改めて周知した。</p> <p>② 設計積算に関し、建設局など他局が実施する研修へ積極的に参加するとともに、職場内研修を実施し、監査事例の確認と実務について職員のスキルアップを図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68	環境局	水中ポンプの交換費の単価設定を適正に行うべきもの	<p>平成23年度第三排水処理場その他定期補修工事（江東区青海三丁目地先）は、第三排水処理場及び第一排水処理場等を安定的に運転するため、排水処理施設維持更新計画に基づき機器の補修を実施するものである。</p> <p>このうち、場外送水設備工事の積算について見ると、埋立処分場及び埋立地の外周道路周辺等の集水池に設けた汚水用水中ポンプ7台の交換費は、見積りにより計上している。</p> <p>しかしながら、水中ポンプの交換費の単価は、局標準単価に設定されており、見積りを用いて単価を設定し積算していることは適正でない。</p> <p>このため、積算額約127万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成25年1月22日に工事関係部課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。</p> <p>本件工事を実施した廃棄物対策部（廃棄物埋立管理事務所）は、単価設定について工事積算基準を分かりやすく解説した資料を作成し、研修時に改めて周知徹底を図った。また、平成24年6月13日に、単価設定を対象にした監査事例の確認と設計積算実務について職場内研修を開催し、以降3回にわたって、工事安全、施工管理等の項目別の職場内研修において、職員のスキルアップを図った。</p>
69	福祉保健局	特命随意契約工事における施工監理を適切に行うべきもの	<p>東京都薬用植物園モニタリングポスト設置工事は、別に発注したモニタリングポストを運用するための配管、配線、基礎、機器据付及び試験調整等を行うものである。</p> <p>本工事は、速やかに設置工事をしなければならないことから、モニタリングポストの特性、設置条件などを熟知している者に特命随意契約したものである。</p> <p>このうち、施工監理において、次のとおり適切でない事項が見られた。</p> <p>① 「現場代理人及び主任技術者等通知書」の主任技術者氏名を無記入のまま受領している。</p> <p>② 工事記録写真は、工事記録写真撮影要領にある監督員等の現場立会い、地中障害物の発生状況及び写真撮影日の記載漏れ等、その施工状況が確認できないものとなっている。</p> <p>③ 維持管理に必要な完成図書を作成させていない。</p>	<p>局は、平成24年11月19日に開催した準備契約事務説明会で、今回の指摘も含めて工事施工監理の適正化を図るよう周知を行った。また、平成25年1月24日に開催された局部長会において、指摘事項を報告するとともに、再発防止を徹底した。</p> <p>なお、平成24年度から工事業務の技術力向上のため、健康安全研究センターに常勤の技術職を配置することとした。</p> <p>本件工事を実施した健康安全研究センターでは、指摘を受け完成図書を受注者に提出させた。</p> <p>また、常勤の技術職が、当センターが実施する工事の施工監督にあたることとした。</p> <p>さらに、施工監理方法を含めて不明な点については、局契約管財課工事係へ相談・確認を行うとともに、その記録を残すことを徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
70	福祉保健局	検査員及び監督員の任命を適正に行うべきもの	<p>東京都心身障害者福祉センター（H23）改修工事において、工事の監督員通知書及び工事検査調書について見ると、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第45条によれば、検査の公正を確保するため、検査員は監督の職務と兼ねることができないとされているにもかかわらず、当該工事の主任監督員が完了検査を行っている。</p> <p>また、工事途中に担当監督員が変更されているにもかかわらず、受注者に工事請負契約書第8条第1項に規定される監督員の変更を通知していない。</p>	<p>局は、平成24年11月19日に開催した準備契約事務説明会で、今回の指摘も含め工事施工監理の適正化を図るよう周知を行った。また、平成25年1月24日に開催された局部長会において、指摘事項を報告するとともに、再発防止を徹底した。</p> <p>再発防止策として、今後は年度ごとに行う各課・所の検査員指定予定者の報告依頼の際に併せて、文書により兼職禁止の通知を行うこととした。</p> <p>本件工事を実施した障害者施策推進部は、平成25年1月28日に部課長会を開催し、指摘事項を踏まえ、工事の検査員の任命及び変更があった場合の監督員通知を適切に行うことを周知し、再発防止に向け注意喚起を図った。</p>
71	病院経営本部	設備管理委託における積算を適切に行うべきもの	<p>東京都立墨東病院設備運転保守管理委託は、墨東病院における機械、電気設備等の定期点検、運転・監視及び日常点検などを行うものである。</p> <p>このうち、気送管設備の積算について見ると、保守委託に関する局標準単価がないため、見積りを参考として価格設定をしている。</p> <p>しかしながら、見積額でなく、見積書に記載されている他の金額を採用したため、積算額約653万円が過大なものとなっている。</p>	<p>病院経営本部の対応として、契約事務の適正性確保のため、患者サービス課長、施設整備担当課長より各病院に対し指摘趣旨について周知徹底を行った。併せて、平成25年1月24日に施設担当係長会を開催し、各病院に対し工事監査の指摘を踏まえた指導及び小規模工事の実施マニュアル（訂正版）を周知した。</p> <p>病院の対応として、委託の発注において、東京都工事施行規程第2号様式（委託設計書）を新たに活用し、用度係長による積算内容の確認を行うこととした（「調査」欄押印）。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
72	産業労働局	計器用変圧器の単価設定を適正に行うべきもの	<p>東京国際フォーラム（２３）高圧変電設備修繕における積算について見ると、見積りにより計器用変圧器の単価設定をしている。</p> <p>しかしながら、この単価は、建設資材定期刊行物に掲載されており、局基準に従えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 標準単価 イ 建設資材定期刊行物 ウ 公表価格（カタログ価格） エ 見積価格 <p>の順位で単価を設定することから、見積りにより単価設定することは適正でない。</p> <p>このため、積算額約８９４万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局では、平成２４年６月２９日に、総務部用度係及び施設係主催で『実務研修「契約事務」』を契約事務担当職員及び施設管理担当職員を対象に実施した。その研修において、監査の指摘内容を踏まえ、局基準に従って単価設定を行うよう周知するとともに、注意事項や過去の監査指摘事例をまとめた資料を配布して注意喚起を行った。</p> <p>本件工事を実施した商工部では、再発防止策として内訳書の採用単価の出典先を記載することにより、効率的にチェックできるようにした。</p>
73	中央卸売市場	ブロワ取替工事における直接仮設費の積算を適正に行うべきもの	<p>食肉市場（２３）水処理センターブロワ室（２）機器取替工事における、直接仮設費の積算について見ると、別項目で計上している機器搬入等の費用が含まれており二重の計上となっている。</p> <p>このため、積算額約１５４万円が過大なものとなっている。</p>	<p>中央卸売市場では、平成２４年３月２２日に事業部施設課主催の「第３７回工事担当係長・維持管理担当者合同会議」を開催し、指摘事項、本来行うべき措置及び今後の対応について説明し、情報を共有するとともに各工事担当部署においても適切に積算を行うよう注意喚起した。</p> <p>再発防止策として、今後は食肉市場においても、事業部施設課で使用している積算チェックリストを用いて内容を確認し、適切な積算を行っていくこととした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
74	建設局	化粧ルーバー設置工事における単価設定を適正に行うべきもの	<p>中央環状品川線大井北換気所建築工事は、中央環状品川線に換気所を建築するものである。</p> <p>ところで局積算基準を見ると、標準的な工事の単価は、局で定めた標準単価を採用し、標準単価にない場合は、次のアからウの順位で採用することになっている。</p> <p>ア 建設資材定期刊行物 イ 公表価格（カタログ価格） ウ 見積価格</p> <p>しかしながら、化粧ルーバーの鉄骨下地の材料費と運搬費について、標準単価があるにもかかわらず、見積価格を参考に単価設定している。</p> <p>このため、積算額約113万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成24年12月6日に建設局実務研修を開催し、今回の指摘内容の周知及びこれまでの指摘事例を基にした事例研究により、適正かつ効果的に設計・積算を行うよう指導した。また、平成25年2月7日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した第二建設事務所は、平成24年12月27日に課全体会議を開催し、監査結果と指摘事項となった鉄骨工事等の単価設定について報告を行い、違算防止に対する職員の認識を高めるとともに、見積項目をリスト化し重点的にチェックすることにより、再発防止に努めることとした。</p>
75	建設局	搬入路舗装の積算を適切に行うべきもの	<p>神田川整備工事(その148-2)(中野区本町三丁目地内から同区弥生町二丁目地内)は、中野新橋の橋台等を構築するものである。</p> <p>このうち、搬入路舗装について見ると、10㎡当たりの単価を1㎡当たりの単価と誤ったため、10倍の単価を計上している。</p> <p>このため、積算額約679万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成24年12月6日に建設局実務研修を開催し、今回の指摘内容の周知及びこれまでの指摘事例を基にした事例研究により、適正かつ効果的に設計・積算を行うよう指導した。また、平成25年2月5日の河川担当課長会、同月7日の技術担当課長会において監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した第三建設事務所は、平成24年10月4日に課全体会議を開催し、指摘の趣旨を周知・徹底するとともに、意見交換を行った。代価表における単位数量チェックや類似工種との単価比較など、積算照査をこれまで以上に徹底した。</p> <p>また、平成24年12月19日、平成25年2月6日及び同月19日に、担当課内で係長級や建設技術マイスター等をメンバーとする積算事務適正化検討会を設置・開催した。問題点の検証と対応策の議論をする事で、違算に対する職員の理解度や認識を高め再発防止に努めた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
76	建設局	路面覆工の積算を適切に行うべきもの	<p>仮設構造物を積算する際、覆工の面積が700㎡を超える場合に使用する単価は、覆工板と覆工受桁の設置撤去をそれぞれ別に計上することになっているが、700㎡以下の場合に使用する単価は、覆工板の設置撤去に覆工受桁の設置撤去の費用も含まれている。</p> <p>ところで、街路築造工事に伴う道路構造物設置工事（22北南-府中3・4・7清水が丘）について見ると、道路の交通機能を確保するため、仮の通路となる栈橋状の仮設構造物（路面覆工396㎡）の施工が必要となるが、工事の積算に当たり、覆工面積が700㎡以下であるにもかかわらず、覆工板の設置撤去のほか、覆工受桁の設置撤去も計上しており、二重計上となっている。</p> <p>このため、積算額約174万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成24年12月6日に建設局実務研修を開催し、今回の指摘内容の周知及びこれまでの指摘事例を基にした事例研究により、適正かつ効果的に設計・積算を行うよう指導した。また、平成25年2月7日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した北多摩南部建設事務所は、平成24年12月18日の所内課長会において、指摘を受けた主管課から監査結果を説明し、それを受けて、同月19日の係長会及び同月26日の工区長会で周知を図った。</p> <p>さらに、平成25年1月8日に所内関係部署において今回の指摘事項に関する勉強会を行い、面積や数量によって歩掛が異なる項目については積算基準を再確認するよう指導し、積算基準に対する職員の理解度や認識を高め再発防止に努めた。</p>
77	建設局	コンクリート型枠工の積算を適切に行うべきもの	<p>上野恩賜公園竹の台噴水池整備工事における、噴水池のコンクリート型枠工の積算について見ると、算入すべきでない池底の面積を計上するなど、数量の算出に誤りがあり、1,188㎡とすべきところ1,634㎡として算出している。</p> <p>このため、積算額約399万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成24年12月6日に建設局実務研修を開催し、今回の指摘内容の周知及びこれまでの指摘事例を基にした事例研究により、適正かつ効果的に設計・積算を行うよう指導した。また、平成24年11月22日の第3回公園設計・工事担当課長会、平成25年1月16日の第2回設計・工事担当者会議及び同年2月7日の技術担当課長会において、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した東部公園緑地事務所は、平成24年12月25日開催の所内課長会において、設計委託の成果品の確認を厳重に行うとともに、設計積算に当たっては、照査を徹底し、設計精度の向上を図り適切な積算に努めるよう周知した。また、同日、担当課内勉強会を開催し、成果品の確認や照査方法について検討し、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
78	港湾局	解体工事におけるモルタル撤去の積算を適切に行うべきもの	<p>平成22年度辰巳の森緑道公園水泳場解体・撤去工事は、建物全体が既に用途廃止され、腐食、損傷が著しいため、解体・撤去を行うものである。</p> <p>このうち屋外プールの撤去工事の積算について見ると、躯体解体費と床・壁のモルタル撤去費とを計上している。</p> <p>しかしながら、モルタル類の撤去については、躯体解体と一体で作業することから、コンクリート類撤去の単価を適用することが適切である。また、撤去数量の算出に当たっては、採用単価の単位が体積であるにもかかわらず、誤って面積で算出している。</p> <p>このため、積算額約199万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成24年3月16日に工事監査の勉強会、同年12月20日に工務関係係長会を開催し、指摘事項の周知及び適正な積算について指導した。</p> <p>本件工事を実施した東京港管理事務所では、平成24年2月より、局の建築職に参加を依頼して、指摘事項処置対策会議等を開催し、指摘事項の周知をすると共に再発防止の検討を行った。</p> <p>検討の結果、今後は設計段階から建築職と調整し、積算については建築職へ協力依頼し、適切な設計積算を行うこととした。</p>
79	港湾局	諸経費等の積算を適正に行うべきもの	<p>平成23年度品川ふ頭（F地区）シャワープール舗装改修工事は、経年劣化によりひび割れ等が発生している舗装の改修を行うものである。</p> <p>ところで、局積算基準によると、発生土等の処分費のうち、諸経費等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）算出対象額に占める割合の3%を超える金額は率計算の対象としないとしている。</p> <p>しかしながら、本工事の諸経費等について見ると、処分費が対象額の10%を占めているにもかかわらず、率計算の対象として積算している。</p> <p>このため、積算額約156万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成24年3月16日に工事監査結果の勉強会を開催し、指摘内容を踏まえ、工事における諸経費の算出において発生材などの処分費の取扱いを適正に行うよう指導した。</p> <p>また、同年12月20日に港湾局工務関係係長会において、再発防止のため、指摘事項を報告するとともに、諸経費の算出において発生材などの処分費の取扱いを適正に行うよう周知した。</p> <p>担当課においては、チェックシートの改善を行い、照査機能の強化を図った。</p>
80	港湾局 (島しょ)	共通費の積算を適正に行うべきもの	<p>平成23年度神津島港日除け雨除け施設（第Ⅱ期）新築工事は、神津島港の船着場から待合センターまでの間に日除け雨除け施設を新築するものである。</p> <p>ところで、局積算基準によると、建設資材等を海上輸送するための船便料金は、その費用を計上し、率による共通費算出の対象とはしないこととしている。</p> <p>しかしながら、本工事の共通費について見ると、海上輸送のための船便料金を、誤って共通費算出の対象として積算している。</p> <p>このため、積算額約223万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、再発防止に向け、平成24年12月20日に局工務関係係長会、平成25年1月17日局建築係長会を開催し、以下について周知徹底した。</p> <p>① 指摘内容を報告するとともに、同様の誤りがないように積算基準の再確認を行うこと。</p> <p>② 建築工事の起工に際し、係内照査および課内照査に加え、島しょ工事の特殊案件については、局技術管理課の照査を受け、単純ミスを未然に防止するチェック体制を整備すること。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
81	港湾局	工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>平成23年度海の森公園整備工事(その2)(江東区青海三丁目地先中央防波堤内側埋立地)における、排水設備の施工状況について見ると、深さ1.5m以上の掘削作業を行っているにもかかわらず、土木工事安全施工技術指針等に定められている土留工等、切土面の崩落を防止するために必要な措置が講じられていない施工が認められた。</p> <p>このような状況は、切土面の崩落事故につながりかねない危険なものであり、関係法令等を守った安全対策を確実に実施すべきである。</p> <p>工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督されたい。</p>	<p>本件工事を実施した東京港管理事務所では、再発防止策として関係者に、指摘事項の周知や「土木工事安全施工技術指針」関係事項の学習会等を7回実施した。</p> <p>受注者の指導については、初回打ち合わせ時に安全管理について注意指導した。施工時には所の安全パトロールを行い、さらに臨海地域管理課の抜打パトロールを工事発注後より、毎月実施するなどし、安全対策のチェックを確実に行った。また、受注者向けに事故防止徹底の注意喚起文書を適宜配布し、切土の掘削深さについても指導を行った。</p>
82	東京消防庁	専門工事として発注した工事の共通費の積算を適正に行うべきもの	<p>庁積算基準では、専門工事業者に直接発注する場合の共通費は、一般的な工事における共通費率ではなく、低減された共通費率を用いて計上することになっている。</p> <p>ところで、消防学校(23)グランド屋根設置工事においては、専門工事業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事における共通費率を用いて計上している。</p> <p>このため、積算額約136万円が過大なものとなっている。</p>	<p>消防学校は、平成24年3月23日に工事監査検討会を実施し、指摘事項を周知した。</p> <p>また、再発防止策として、平成24年3月19日、本庁総務部施設課と消防学校校務課との打ち合わせを実施し、施設課では、新たに消防学校の支援担当者を定め、支援強化体制の充実を図るとともに、起工時には、校務課から施設課に工事積算の技術支援を依頼することとした。</p>
83	東京消防庁	仕上げユニット工事の屋外掲示板の仕様の明示及び施工監理を適正に行うべきもの	<p>設計図書は設計内容が明確になるよう、図面や特記仕様書等にできるだけ明示すべきであり、不明確な場合には、監督員が受注者と協議し、承諾等により内容を確認して施工監理すべきである。</p> <p>ところで、東京消防庁武蔵野消防署仮庁舎(23)新築工事における、仕上げユニット工事の屋外掲示板について見ると、設計図書に寸法、設置箇所が明示されているものの、その仕様や詳細図面等の明示がないため、設計の意図する掲示板の機能が不明確である。また、監督員は、施工前に受注者から提出される承諾図等が設計で求める機能・品質等を満たしているかどうかを確認していない。</p> <p>このため、現場には設計者の意図する掲示板とは機能の違う掲示板が設置されている。</p>	<p>本件工事を実施した総務部は、平成24年3月29日、平成24年工事監査検討会を開催し、監査結果を報告し、指摘事項を周知するとともに、条件明示の徹底、施工監理について再確認した。</p> <p>また、再発防止策として、毎年の人事異動期に、経験及び資格を有する専務的非常勤職員が新任監督員に対して教養を行うこととし、平成24年4月と10月に監督員としての遵守事項、施工計画書の確認方法等について指導した。</p> <p>さらに、各種検査や試験は専務的非常勤職員の立会いを求めるなど、施工監理の強化に努めた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
84	交通局	保温工事の内容を精査し積算を適正に行うべきもの	<p>新宿線曙橋変電所変電設備更新に伴う換気設備更新その他工事について見ると、機械室の空調系送風機は、空気調和の効率を高めるため、表面に保温材を取り付けることとしている。</p> <p>しかしながら、保温面積について見ると、設計委託業者が算出した数量を十分に精査せずに用いており、送風機の図面から算出される数量とは大きく異なっている。</p> <p>このため、積算額約131万円が過大なものとなっている。</p>	<p>平成24年2月15日、3月22日及び5月16日の電力区長会で監査指摘内容について報告し、周知した。</p> <p>数量積算等の再発防止策として、機械設備係発注工事の内訳書等のチェックリストを平成24年4月に新たに作成し、その後2回の改訂を行い、平成24年11月16日付事務連絡にて、設計積算時にチェックリストを活用することで、積算を適正に行うように徹底した。</p>
85	交通局	請負持ち軌道材料費の間接工事費の積算を適正に行うべきもの	<p>浅草線コンクリート道床化その他工事（高輪台駅～泉岳寺駅間（南行線）及び新橋駅～東銀座駅間（南北行線））は、漏水・湧水のため砕石等の劣化が著しいことから、砕石と枕木を一体化するものである。</p> <p>ところで、局基準では、締結装置や継ぎ目装置等の軌道材料を請負持ち（請負者による調達）とした場合、間接工事費を算出するための共通仮設費対象額・現場管理費対象額に計上する軌道材料費は、軌道材料合計額の2分の1を控除することとなっている。</p> <p>しかしながら、誤って軌道材料合計額の2分の1を加算して積算している。</p> <p>このため、積算額約187万円が過大なものとなっている。</p>	<p>本件指摘について、平成24年度の人事異動に伴い、平成24年4月2日に係内会議にて指摘事項の説明、積算時の注意事項の周知徹底を図った。また、同月16日の課内会議においても同様に周知を図り、再発防止についての検討を行った。</p> <p>検討の結果、「軌道工事発注時の設計チェックリスト」を作成し、同年5月8日の係内会議にて全ての軌道工事発注案件の起工時にチェックリストにより確認するよう周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
86	水道局	昼夜区分の契約変更を適切に行うべきもの	<p>長沢浄水場から川崎市多摩区東三田二丁目間配水本管（1600mm・1350mm・1000mm）既設管内配管工事は、内径1800mm・1500mm・1200mmの既設管内に、内径1600mm・1350mm・1000mmの新設配水本管を既設管内配管工法により施工するものである。</p> <p>このうち、エアミルク充填工、溶接・塗覆装工、交通誘導員等について、当初設計では、浄水場内は昼間施工、公道部は夜間施工として積算している。</p> <p>しかしながら、施工の進捗に伴い、立坑形状を変更したことから、浄水場内より公道部の施工箇所への移動が可能となり、昼間施工が可能となった。実際の施工においても、受注者が昼間に施工していたにもかかわらず、夜間施工から昼間施工への契約変更が行われていない。</p> <p>このため、積算額約273万円が過大なものとなっている。</p>	<p>系列部署において、再発防止のため、平成25年1月9日に工務・工事係長会を開催し、指摘事項を報告するとともに、設計変更が生じた場合、変更図書及び変更施工計画書との不整合がないか、施工管理の徹底を行うよう周知した。</p> <p>また、本指摘を受け、工事管理点検簿に施工区分の確認欄を追加するとともに、工事内容連絡票により、施工区分に不整合がないか確認するよう周知した。</p>
87	下水道局	ガラス工事における単価設定を適切に行うべきもの	<p>芝浦水再生センター再生水施設建設（その4）工事におけるガラス工事では、局単価等の設定がないガラスについては、見積金額に局で定めた低減率を適用して単価設定している。</p> <p>ところで、ガラス工事で採用した見積書には、局単価等に設定があるガラスの見積金額も含まれており、その金額に局で定めた低減率を適用して単価を検証したところ、市場価格を上回ることが見込まれた。</p> <p>そのため、局単価等の設定がないガラスについて、見積書に記載されている額と局で定めた低減率により算出した単価も市場価格を上回ることが見込まれるため、この単価を採用したことは適切でない。</p> <p>仮に、見積金額と局単価等の比較により新たに低減率を算出し単価を試算すると、積算額約519万円を縮減することができる。</p>	<p>再発防止策として、平成24年7月以降、建築工事における見積りの取扱いをより慎重かつ適切に行うため、係内審査担当が見積承認時から事前に内容を確認し、チェック体制の強化を図っている。</p> <p>また、見積り精査を十分行う旨について、平成24年10月22日の局設計審査担当者会議や平成25年1月17日の局研修にて周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
88	下水道局	工事の施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>局の工事記録写真撮影要領では、撮影内容及び頻度を次のとおり定めている。</p> <p>ア 構造物については、出来形の形状寸法ごとに撮影する。</p> <p>イ 鉄筋工については、鉄筋の配筋と組立等について、梁ごとに撮影する。</p> <p>ウ コンクリートについては、現場打設状況をその都度撮影する。</p> <p>エ 工事完了後確認することが困難な箇所等はその都度撮影する。</p> <p>ところで、森ヶ崎水再生センター（西）第一沈殿池ほか1か所改良工事について、受注者から提出のあった工事記録写真について見ると、補強を行う梁が6箇所あるにもかかわらず、出来形については3箇所、鉄筋組立については4箇所、コンクリート打設状況については4箇所のみ撮影となっている。また、アンカー設置については3箇所が撮影されているものの、埋め込み深さが撮影されていない。</p> <p>このことは、局で定めた工事記録写真撮影要領を守っておらず、また、工事後に施工管理状況や出来形を確認できず適切でない。</p>	<p>森ヶ崎水再生センターでは、平成24年6月以降、工事の施工管理について、複数回、関係職員への周知を図った。受注者に対しては、詳細な工事記録写真撮影計画を作成するよう指導するとともに、施工計画書審議会において、受注者から提出された工事記録写真撮影計画を確認している。また、工事記録写真撮影計画に基づいた各工事の写真を毎週提出させ、係内で確認できる状態とし、適時監督員が確認している。</p> <p>主管部の施設管理部では、平成24年8月3日の（ポンプ）施設課長・センター長会で工事記録写真撮影要領の再確認を周知徹底、同年10月5日の土木系設計担当・係長会で具体的な対策を指示し、適切な撮影と管理に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>工事写真の撮影管理を含めた工事の施工及び出来形管理については、平成25年1月17日の局研修で局全体への周知徹底を図った。</p>
89	教育庁（島しょ）	工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>都立大島高等学校（22）グラウンド造成その他工事における、コンクリートブロック工のブロック積擁壁工について見ると、設計では足場工として単管傾斜足場を計上し、作業員の安全を確保した上でブロック積みを行うこととしている。</p> <p>しかしながら、労働安全衛生規則で規定されている高さが2m以上の高所作業を行う場合の必要な措置が講じられておらず、このような状況は、作業員の転落事故につながりかねない危険なものである。</p> <p>工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督されたい。</p>	<p>庁は、平成24年6月5日、都立学校教育部営繕課、施設の維持管理を担当する学校経営支援センター及び工事検査員などが出席した「教育庁営繕技術連絡会議」において、指摘内容を踏まえ、労働安全衛生規則で規定されている高さが2m以上の高所作業における必要な措置について周知徹底した。</p> <p>また、平成25年1月22日の係長会議において、監査結果について報告するとともに、再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>係内においても事故防止について学習会を行い、受注者へ提供する「工事实施にあたっての注意点」（教育庁工事版）に安全衛生規則について記載することとした。</p>

[平成24年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
90	都市整備局 (日野市川 辺堀之内土 地区画整理 組合)	貸付金に 係る台帳を 整備し経理 状況を明確 にすべきも の	局は、東京都土地区画整理組合等資金貸付金貸付要綱に基づき、都市計画区域内において土地区画整理事業を施行する者に対し、資金の貸付けを行っている。 日野市川辺堀之内土地区画整理組合は、平成21年度から平成23年度までに貸付金の交付を受けており、要綱に従い、貸付金を他の経費と区分し、台帳を備えおいて経理状況を明確にしておかなければならないにもかかわらず、他の経費と区分せず、台帳を備えていないことが見受けられた。 また、局は貸付対象事業の適切な執行の確保等のために、必要があると認めた場合に検査を行うとしているが、検査を行っていないことから、台帳の未整備を発見できていないことが見受けられた。	組合は平成24年11月13日、他の経費と区分した台帳を作成した。 局は貸付金に係る台帳の整備について適正に指導し、確認した。また、平成24年11月20日、課内会議において、貸付金を導入する組合に対して台帳を備えることを指導するように周知した。
91	福祉保健局 (社会福祉 法人代々木 鳩の会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、基本補助項目の在籍児童数及び努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応に係る対象児童数を誤って算定した、②異年齢児交流(小学校低学年児童受入れ)及び在宅支援活動(保育所体験)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、60万1,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(60万1,000円)について、平成25年3月21日に法人から返還された。
92	福祉保健局 (社会福祉 法人代々木 鳩の会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①延長保育事業(零歳児の延長保育)の利用児童数及び障害児保育事業(特児対象)の対象児童数を誤って算定した、②異年齢児交流(小学校低学年児童受入れ)、在宅支援活動(育児講座)及び地域拠点活動支援(保育拠点活動支援:基本分)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、147万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(147万3,000円)について、平成25年3月26日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
93	福祉保健局 (社会福祉 法人新川中 原保育会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち延長保育事業（零歳児の延長保育、2時間・3時間延長）の利用児童数を誤って算定したことから、27万6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（27万6,000円）について、平成25年3月19日に法人から返還された。
94	福祉保健局 (社会福祉 法人やまと 福祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち障害児保育事業（その他）において、障害児区分を誤って算定したことから、7万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（7万円）について、平成25年3月25日に法人から返還された。
95	福祉保健局 (社会福祉 法人昭島愛 育会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうちアレルギー児対応において、医師の診断書がない児童を対象児童数に含めて算定したことから、29万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（29万9,000円）について、平成25年3月22日に法人から返還された。
96	福祉保健局 (社会福祉 法人高技 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうちアレルギー児対応において、医師の診断書がない児童を対象児童数に含めて算定した、また、診断書は提出されているが加算対象月を誤って算定したことから、7万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（7万5,000円）について、平成25年3月21日に法人から返還された。
97	福祉保健局 (社会福祉 法人愛和 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち年末保育において、補助要件を満たしていなかったことから、18万7,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（18万7,000円）について、平成25年3月15日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
98	福祉保健局 (社会福祉 法人あざみ 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、医師の診断書がない児童を対象児童数に含めて算定した、また、診断書は提出されているが加算対象月を誤って算定した、②外国人児童受入れにおいて、補助要件を満たしていない児童を対象児童数に含めて算定した、③異年齢児交流(小学校低学年児童受入れ)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、86万4,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(86万4,000円)について、平成25年3月27日に法人から返還された。
99	福祉保健局 (社会福祉 法人九頭竜 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において加算対象月を誤って算定した、②外国人児童受入れにおいて、補助要件を満たしていない児童を対象児童数に含めて算定した、③異年齢児交流(小学校低学年児童受入れ)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、27万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(27万円)について、平成25年3月14日に法人から返還された。
100	福祉保健局 (社会福祉 法人三社 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち世代間交流(お年寄りとの交流)及び在宅支援活動(保育所体験)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、50万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(50万円)について、平成25年3月15日に法人から返還された。
101	福祉保健局 (社会福祉 法人三社 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①外国人児童受入れにおいて、補助要件を満たしていない児童を対象児童数に含めて算定した、②在宅支援活動(育児講座)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、28万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(28万3,000円)について、平成25年3月15日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
102	福祉保健局 (社会福祉 法人公德福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動（保育所体験）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、30万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（30万円）について、平成25年3月14日に法人から返還された。
103	福祉保健局 (社会福祉 法人公德福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動（健康増進支援）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、11万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（11万9,000円）について、平成25年3月22日に法人から返還された。
104	福祉保健局 (社会福祉 法人のゆり 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動における育児講座、出産を迎える親の体験学習、子育てサークル支援、家庭訪問及び地域拠点活動支援（保育拠点活動支援：加算分（ア））において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、159万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（159万2,000円）について、平成25年3月14日に法人から返還された。
105	福祉保健局 (社会福祉 法人杉の子 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①延長保育事業（零歳児の延長保育、2時間・3時間延長、4時間以上延長）において、利用児童数を誤って算定した、②アレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定した、また、診断書は提出されているが加算対象月を誤って算定した、③外国人児童受入れにおいて、補助要件を満たしていない児童を対象児童数に含めて算定した、④年末保育において、利用児童数を誤って算定した、⑤在宅支援活動（育児講座、出産を迎える親の体験学習）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、758万4,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（758万4,000円）について、平成25年4月5日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
106	産業労働局	公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金交付要綱を見直すべきもの	<p>局は、公益財団法人東京都農林水産振興財団補助金交付要綱に基づき、財団が事業を実施するために必要かつ適当と認められる人件費及び財団の管理・運営に関する経費のうち、それぞれの事業について不足する経費を補助している。</p> <p>ところで、補助事業に係る実績報告書について見たところ、財団は、要綱において定められた経費区分に当てはまらないと解される経費を含めて報告していた。</p> <p>これについて、局は、要綱の経費区分が実態に即してはいないものの、財団の管理・運営に必要な経費であることから認めたとしている。確かに、補助制度の趣旨からは、経費区分に当てはまらないと解される経費も対象となると考えることができる。</p> <p>しかしながら、補助金支出に当たっては、透明性を確保することが必要であり、要綱が実態に即していないにもかかわらず、それを改正することなく、運用によって補助金の額を決定することは適正でない。</p>	財団における経費区分と都における経費区分の対応関係を明確化した要綱に改正した。
107	産業労働局 (東京都森林組合)	補助金の返還を求めるべきもの	<p>局は、東京都森林整備補助事業実施要領に基づき、森林所有者及び森林組合等が行う民有林における一般造林事業等を円滑に進めることを目的として、事業に要する費用の一部を、東京都森林組合に対して補助している。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、組合は、間伐事業（第3回）に係る事業量を誤って算定したことから、11万1,538円が過大に交付されている。</p>	過大に交付した補助金（11万1,538円）について、平成24年10月11日に組合から返還された。
108	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	履行確認を適正に行うべきもの	<p>公立大学法人首都大学東京において、都市教養学部サーバー等運用管理支援契約（契約期間：平成23.4.1～平成23.9.30及び平成23.10.1～平成24.3.31、契約金額：各24万9,375円）に係る履行状況について見たところ、</p> <p>① 受託業者から提出を受けた4月から10月分の月次作業報告書が保管されていなかった。</p> <p>② 11月から3月分の月次作業報告書には「主な作業内容」の記載があるものの、訪問相談案件のヒアリング、回答などの内容、ハードウェア障害時の一時対応の状況及び訪問対応の回数等の実施状況に係る報告がなされていない状況となっていた。</p> <p>法人は、サーバー等運用管理委託契約における履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>平成23年度の書類の不備状況を踏まえ、平成24年度の契約では、具体的な運用支援実績について記載した作業報告書を毎月徴し、適正に履行確認を行っている。</p> <p>また、平成25年1月21日及び同月23日に法人会計実務研修を開催し、各執行単位の会計係長及び会計担当職員に対して、指摘事項に係る根拠規定及び法人の会計制度全般について改めて指導し、今後の会計ルールの厳守について周知徹底を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
109	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	負担金の 精算及び報 告書の提出 に係る事務 手続を適正 に行うべき もの	<p>公立大学法人首都大学東京は、学生の業界に対する理解を深めるために、業界団体と連携し、講座を設けており、都市教養学部では、平成22年度及び平成23年度、Aと提携し、講座を開講し、講師謝礼等の経費を法人が負担することなどを記した覚書を締結している。</p> <p>覚書において、法人は、Aに対し、20万円を負担金分として前払いし、Aは、最終講義終了後2週間以内に負担金に係る報告書を提出し、残額が生じた場合には精算すること、及び学期末には、講座の運営状況とその成果を法人に報告することが定められている。</p> <p>ところで、負担金の精算及び講座の成果報告の状況について見たところ、法人は、監査日現在、Aから、平成22年度及び平成23年度の負担金に係る報告書の提出を受けていなかった。その結果、残額が生じた場合に行われるべき負担金の精算の必要性及び講座の運営状況とその成果について、適正に確認できない状況となっていた。</p> <p>法人は、講座の設置に係る負担金の精算及び報告書の提出に係る事務手続を適正に行われたい。</p>	<p>Aから、平成22年度及び平成23年度の負担金に係る報告書の提出を受け、精算の有無について確認を行った。</p> <p>さらに、該当部局に対して、負担金に係る報告書の受領について遺漏のないよう指導を徹底し、当該寄附講座の平成24年度講義が、平成25年1月25日に終了したことに伴い、同年2月7日に報告書の受領及び負担金精算の有無確認を行った。</p> <p>なお、法人は平成25年1月21日及び同月23日に法人会計実務研修を開催し、各執行単位の会計係長及び会計担当職員に対して、指摘事項に係る根拠規定及び法人の会計制度全般について改めて指導し、今後の会計ルールの厳守について周知徹底を行った。</p>
110	環境局 (東京熱供 給株式会 社)	熱料金の 収納現金に 係る取扱い を適正に行 うべきもの	<p>東京熱供給株式会社では、受領した金銭の取扱いや、日々の現金出納終了後の照合等について、経理規程により定めている。</p> <p>ところで、八潮支社における収納現金の取扱いについて見たところ、収納窓口(9時～17時)において、熱料金の収納を行っており、毎日16時に当日の収納分を締切り集計して金融機関に預け入れている。</p> <p>しかしながら、締切り後収納分及び手書き納入通知書による収納分については、支社の金庫に保管し、翌日以降に金融機関に預け入れているが、帳簿等の作成及び現金の出納責任者への引渡し、出納責任者の照合確認などの経理規程に準拠した処理をしておらず、適正でない。</p>	<p>熱料金の収納現金の取扱いについては、平成24年11月より「営業窓口入金管理台帳」を作成した。また、現金の出納責任者への引き渡し、出納責任者への照合確認などの経理規程に基づく処理についても、当該台帳の記入時に、規程に準拠した処理を行うなど、窓口取扱現金の事務処理に万全な体制を構築した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
111	福祉保健局	概算払による運営費補助金の交付を適切に行うべきものの	<p>福祉保健局は、公益財団法人城北・労働福祉センターに対し、運営費補助金を交付している。</p> <p>ところで、本補助金の交付及び精算について見たところ、局から財団へ四半期ごとに概算払を行い、年度末に一括して精算しているが、平成23年度は1億円を超えるなど多額の返還となっている。</p> <p>これは、局が四半期ごとの執行実績の状況について、財団に報告を求めているものの、次期の補助金の交付日が、報告日以前となっており、次期執行予定額等を精査し、執行状況に見合った必要かつ適正な金額を算定することなく、年度当初の執行計画による金額を交付していることによるものであり適切でない。</p>	<p>平成24年度第4四半期補助金交付から、補助金交付前に執行状況報告書を提出させ、執行状況及び今後執行予定額を精査した上で、適正な補助金額として、当初執行予定額を5,700万円減額して交付をするよう改善した。</p> <p>今後は、執行予定額を精査し、執行状況に見合った必要かつ適正な金額を算定して交付するよう徹底し、年度末の精算時に戻入額が多額にならないよう適切な補助金交付に努めていく。</p>
112	福祉保健局 (社会福祉法人東京都社会福祉事業団)	配膳業務委託契約における予定価格の算定を適正に行うべきものの	<p>東村山福祉園では利用者の食事サービスの向上を図ることを目的として、配膳業務委託契約を、平成22年度及び平成23年度に、それぞれAと契約している。</p> <p>これらの契約について見たところ、平成22年度については、特別支援学校卒業生の増加により児童援護棟における昼食配膳業務の必要性が増しているとして、当初契約(①、契約金額：2,520万円)の請負者を特命して、追加業務委託契約(②、契約金額：447万3,000円)を締結している。さらに、平成23年度についても、①と②の契約金額の合計を予定価格として設定し、契約している。</p> <p>しかしながら、②の追加契約については、予定単価が当初契約に比して約1.62倍(監査事務局試算)となっている。これは、参考見積として徴取した金額を予定価格としていることによるものであり、この結果、170万8,572円が過大なものとなっている。</p> <p>事業団は、配膳業務委託契約における予定価格の算定を適正に行われたい。</p>	<p>平成24年度契約は業務量を勘案して予定価格を積算した上で指名競争入札を行い、適正に契約を締結した。</p> <p>平成25年度以降も引き続き適正な予定価格積算、指名競争入札及び契約を行う。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
113	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	紙おむつ の購入契約 を適切に行 うべきもの	<p>東村山福祉園では、利用者のために必要な紙おむつの購入をしており、平成23年度は、34回の契約を行い、合計で690万5,841円を支出している。</p> <p>ところで、紙おむつの契約手続について見たところ、1回は複数業者による見積り競争を行っていたが、残りの33回は、一者見積りによる随意契約であった。一者見積りの場合の業者選定について、園では、前年度中に、3業者から、各種のおむつを一箱ずつ購入する場合の価格を参考見積りとして徴取し、業者ごとに、最も安価である製品を振り分け、年間を通じて購入する業者を選定していることが認められた。</p> <p>しかしながら、年間を通じて随意契約を繰り返すことは非効率であると同時に、参考見積りの価格についても、見積り依頼時に年間の購入予定数量を示して徴したものではないことは、適切でない。</p>	<p>監査の指摘を受けて、平成25年1月から同年3月分の紙おむつの購入契約において、3か月分の購入予定数量を示して複数業者による見積り競争を行い、複数単価契約による購入を行った。</p> <p>今後も、購入予定数量を示し複数業者による見積り競争を行い、引き続き適切な購入契約を行う。</p>
114	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	小口現金 の取扱いに ついて適切 に行われる よう指導す べきもの	<p>事業団では、1件1万円を超えない常用経費や施設長が特に必要と認めた処遇経費について、小口現金取扱者ごとに現金を保管し、そこから支払う小口現金制度を採用している。</p> <p>各園で、小口現金の取扱いについて見たところ、以下のように適切でない状況があった。</p> <p>事業団は、各園に対し、小口現金の取扱いについて適切に行われるよう指導されたい。</p> <p>① 千葉福祉園は、職員の立替払について速やかに精算を行っていない事例が散見された。</p> <p>② 東村山福祉園は、購入、精算、日々の金銭残高確認等が同一職員により行われている事例が散見され、チェック機能が不十分である。</p> <p>③ 七生福祉園は、金銭残高金種別表を見ると、日々の確認が行われておらず、2日分小口現金残高と金種残高が相違した状況が認められた。</p> <p>また、小口現金の中に、交通費など施設入所者等に対する本人支給金があるが、これらは、立替払となっているものを小口現金で支払を受けているものである。園では、交通費は施設入所者等が所有するIC乗車券で料金の確認をして本人に渡しており、それ以外の経費は職員の立替払が主であるとのことであるが、本人の受領を確認ができるものがない。</p>	<p>平成25年1月18日付24社事第815号にて、指摘の3園を含む各施設宛に、指摘事例及び本人支給金受領の適正確認等、小口現金の適正な取扱いについて通知した。</p> <p>また、指摘のあった園においては、各施設内の諸会議にて、適正な小口現金の取扱いについて周知徹底した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
115	福祉保健局 (社会福祉 法人東京都 社会福祉事 業団)	保険金の 収入及び見 舞金の支出 の経理を適 正に行うべ きもの	<p>事業団は、平成20年に発生した千葉福祉園の入所者死亡事故について、見舞金として200万円支払うことを平成24年2月に遺族と合意した。事業団は、賠償責任保険に加入していたため、同年3月8日に、保険会社から保険金として200万円を収入し、同月9日に見舞金を支払った。</p> <p>ところで、経理書類等を確認したところ、保険金は、保険会社から事業団に対して支払われ、見舞金は、事業団が遺族に対して支払ったものであることから、収入及び支出として計上すべきところ、保険金収入を負債勘定である預り金に計上し、見舞金の支出を預り金からの振替により処理していたことが認められた。</p> <p>事業団は、保険金の収入及び見舞金の支出の経理を適正に行われたい。</p>	<p>平成25年2月に、その他の特別収入及びその他の特別損失(過年度損益修正)としてそれぞれ200万円を計上し、適正に会計処理を行った。</p> <p>対策として、平成25年1月4日の事務局の経営会議において、保険金の収入及び見舞金の支出の経理について、取引の趣旨を十分理解し、趣旨に沿って適正な仕訳処理を行うことを確認した。</p> <p>日常的に行われていない取引があったときの仕訳処理については、事業団内で十分確認し、今後このようなことのないように努める。</p>
116	病院経営本 部 (公益財団 法人東京都 保健医療公 社)	がん一次 検診委託契 約に係る受 益者負担金 の徴収事務 を適正に行 うべきもの	<p>公益財団法人東京都保健医療公社が運営する東京都がん検診センターは、東村山市及び立川市のがん一次検診事業を受託している。</p> <p>契約書において、受益者負担金については、各市が指定する受益者負担金を受診者から徴収し、領収書を受診者に発行するとされている。</p> <p>ところで、この徴収事務について見たところ、センターは、受診者からの受益者負担金の収受を検診車運行業務委託業者(以下「業者」という。)に行わせているが、</p> <p>① 受診予定者数分の白紙の領収書をあらかじめ業者に渡しているが、領収書に連番を付しておらず、また、領収書の受渡し枚数及び残数管理をしていない</p> <p>② 当日キャンセル及び非負担者分の領収書を業者から回収していない</p> <p>③ 徴収した受益者負担金を当日還付したもののについて、受診者に発行した領収書を回収したとしているが保存していない</p> <p>などから、徴収すべき金額と徴収した受益者負担金額との突合が行えず、この結果、徴収した受益者負担金額の正確性が担保されない状況となっており、適正でない。</p>	<p>① 平成25年1月17日発行分から、連番を付した領収書の使用を開始した。</p> <p>② 平成24年11月6日から、当日キャンセル及び非負担者分の領収書は、全件回収の上、保管している。</p> <p>③ 平成24年11月6日から還付に係る領収書を回収・保管している。</p> <p>これらによって、徴収すべき金額と受益者負担金額との突合を行っている。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
117	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	業務委託による駐車場利用料金の徴収に係る取扱いを適正に行うべきもの	<p>公益財団法人東京都保健医療公社が運営する東部地域病院は、駐車場管理業務を業者に委託し、駐車場利用料金の徴収、保管及び納付を行わせている。この業務については、委託契約仕様書において、料金精算機を利用して、若しくは利用者から直接駐車料金を徴収し、病院庶務課に納付し、毎日、徴収した料金の金額を記した駐車場取扱日報を作成し、病院庶務課に提出することとされている。</p> <p>ところで、この駐車場取扱日報及び料金精算機配信帳票を見たところ、</p> <p>① 料金精算機の不具合等による出庫時ゲートの手動開閉の際、料金精算機による支払ができず、利用者から直接、利用料金を徴収する場面があるにもかかわらず、その取扱いが、駐車場取扱日報に記載されておらず、不明である</p> <p>② 利用料金区分の定めはあるものの、その適用に係る確認要件を仕様書に示していないことから、区分の確認及び区分変更の手続が適切になされておらず、出庫時に業者が直接、料金精算機を操作するなどして利用料金を変更しているが、その内容が不明である</p> <p>など、業務委託による駐車場利用料金の徴収に係る取扱いが適正でない。</p>	<p>業者と協議の上、平成25年1月から、駐車場取扱日報については、様式を見直し、手動操作を行った場合の金額・件数を明示するとともに、駐車券、領収書等の関係書類を添付し、手動操作の状況を明確化した。</p> <p>また、料金区分の確認についても、ルールを明文化した。</p>
118	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	東部地域病院施設の無償貸付契約を遵守すべきもの	<p>病院経営本部は、東部地域病院の施設を、公益財団法人東京都保健医療公社に無償で貸し付けている。</p> <p>東部地域病院は、無償貸付を受けている敷地に駐車場設備を設置し、来院者の駐車場として供用しているが、この駐車場のうち2台について駐車場賃貸契約を締結し、来院者ではない者に対して、有償(1台年額27万6,000円)で貸し付けている。これは、契約書で定めている用途指定及び転貸禁止の条項に反するものであり、適正でない。</p>	<p>当該契約締結者(2名)に対して契約解除に関する説明を行った結果、「契約解除了承届」の提出により、平成25年3月末日をもって契約解除の同意を得た。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
119	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	リース契約に係る消費税の会計処理を適正に行うべきもの	<p>公社では、平成20年度からリース会計を採用しており、所有権移転外ファイナンスリース契約により借入れを行っている資産については、リース資産に計上し、これに伴う消費税は、初年度のみ、リース資産本体に係る消費税額全額を仮払消費税に計上するとともに、リース資産消費税未払金に計上し、リース料支払時に未払金の取崩処理を行っている。</p> <p>ところで、大久保病院の「院内LANコミュニケーションシステムの借入契約」(契約期間:平成21.4.1~平成26.3.31)に係る消費税の会計処理を見たところ、平成21年度の契約当初に仮払消費税額(84万6,000円)に計上すべきところ、未払金に計上した結果、平成21年度から平成23年度決算における未払金が84万6,000円過大に計上されており、適正でない。</p>	平成24年11月29日付けで、未払金84万6,000円を平成24年度の仮払消費税に振替計上した。
120	福祉保健局 (公益財団法人東京都保健医療公社)	補助金の返還を求めべきもの	<p>局は、医師確保を目的として「東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金交付要綱」(以下「医師確保事業要綱」という。)を定め、救急医療に係る人件費を補助している。</p> <p>また、局は、「休日・全夜間診療事業(小児科)参画等支援事業補助金交付要綱」を定め、小児科医師の人件費を補助している。</p> <p>ところで、多摩南部地域病院及び多摩北部医療センターにおいて、両補助金交付状況について見たところ、重複して申請されている手当があり、その結果、172万6,000円(監査事務局試算)が過大に交付されていることが認められた。</p> <p>また、これは、医師確保事業要綱指定の申請様式には欄外注意書きとして重複申請不可の記載があるものの、両要綱には、同種の他の補助金と重複して申請・報告してはならないことが明記されていないことによるものであるため、両要綱を見直す必要がある。</p>	<p>公社との調整により、両医療機関とも東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金の重複交付分を返還することとし、訂正した実績報告書の再提出を受けた。</p> <p>また、過大に交付した補助金(最終的な返還確定額179万8,000円)について、平成25年3月25日に公社から返還された。</p> <p>要綱については、平成25年2月8日付24福保医救第1176号及び第1177号にて、「東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金交付要綱」及び「休日・全夜間診療事業(小児科)参画等支援事業補助金交付要綱」の両要綱に重複交付の禁止を追加し要綱改正した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
121	福祉保健局	災害拠点病院運営協力金の交付に当たり、要綱の趣旨が徹底されるよう指導すべきもの	<p>局は、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに災害時における重傷者の適切な医療を確保することを目的として、「東京都災害拠点病院設置運営要綱」を定めており、現在、都内の70病院が災害拠点病院に指定されている。</p> <p>災害拠点病院運営協力金は、平成元年度から、毎年度、予算の範囲内で災害拠点病院に交付されており、平成22年度及び平成23年度は、1施設当たり50万円が交付されている。</p> <p>ところで、公益財団法人東京都保健医療公社では、全病院が災害拠点病院運営協力金の交付を受けているが、病院における災害発生時の即応体制整備の推進状況について確認したところ、資器材の維持管理及び防災訓練等については報告書により実施が確認できたものの、要綱が求める運営等については、監査日現在、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこととなっているが、6病院中5病院で掲示されていない。</p> <p>② 医療救護活動は、東京都及び災害拠点病院所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携のもとに行うこととなっているが、6病院中3病院が各地域防災計画を備え付けていない。</p> <p>このような状況は、都施策の重要なパートナーである監理団体たる公社において、各病院開設以来長期に渡って災害拠点病院運営協力金の交付を受けながら、整備基準や運営方針など、災害拠点病院設置に係る要綱の趣旨について、十分に認識されていないことによるものである。</p> <p>災害拠点病院運営協力金の交付に当たっては、要綱の趣旨が徹底されるよう指導する必要がある。</p>	<p>①及び②について対応を行い、5病院については「東京都災害拠点病院」の掲示を行うとともに、3病院については、地域防災計画を備え付けた。</p> <p>要綱の趣旨の徹底については、公社を含む災害拠点病院へ平成24年12月11日付けの事務連絡により、今年度行った地域防災計画の修正を通知し、保有を求めた。更に、災害拠点病院連絡会において、災害拠点病院の設置意義等についての周知徹底に引き続き努めていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
122	港湾局 (東京港埠頭株式会社)	法人事業税・都民税に係る申告の計算を適正に行うべきもの	<p>会社における第4期及び第5期の2期分に係る法人事業税・都民税の申告書を確認したところ、以下の誤りが認められた。</p> <p>1 法人事業税に係る付加価値割の計算に関するもの 第4期において、支払利息から受取利息を控除した純支払利子について、法人税上の純支払利子の金額で計算すべきところ、損益計算書の純支払利子の金額で計算していた。また、第5期において、法人税上損金(費用)となる金額(退職給与引当金を取り崩して支払われた退職一時金の金額)が報酬給与額の申告対象となるにもかかわらず、計算から漏れていた。</p> <p>2 法人事業税・都民税の分割基準に関するもの 会社は、東京都及び千葉県において事務所を設けて事業を行う法人であることから、法人事業税・住民税の申告に当たっては、分割基準に従い、各都県市に税額を分割して申告するが、第4期及び第5期について分割計算に用いる事業所数や従業者数を誤っていた。</p> <p>この結果、2期分の法人事業税・都民税について、東京都に対して390万7,100円過少申告、千葉県及び千葉市に対しては356万6,700円過大申告となっている。</p> <p>会社は、法人事業税・都民税に係る申告の計算を適正に行うとともに、速やかに修正申告されたい。</p>	指摘を受け、東京都中央都税事務所、千葉県中央県税事務所、千葉市東部市税事務所に対して修正申告を行い、適正な申告額に是正した。
123	港湾局 (東京港埠頭株式会社)	都への事故報告を適正に行うべきもの	<p>会社は、臨海副都心地区にある11の海上公園の指定管理者(東京臨海副都心グループ)構成員として、各公園の現場の管理・運營業務を行っている。</p> <p>東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)及び基本協定に基づく個人情報取扱事務要綱により、会社は、個人情報を適正に管理しなければならず、また、事故発生時には、速やかに都に報告し、都の指示に従わなければならない。</p> <p>ところで、会社では、指定管理業務の中で、ボランティアのメンバーに活動報告書をメール送信する際、送信先の全員に互いのメールアドレスを表示させてしまう事故が発生し、その対応を行っていたことが認められた。</p> <p>しかしながら、この案件について会社は、監査日(平成24.10.4)現在、都への事故報告等を行っていなかった。</p>	<p>本件の内容及び今後の対応について、文書により都に対して報告を行った。</p> <p>活動報告等を社外の複数人に対して送信する際は、管理監督者の確認後に送信するなど、チェック体制を強化した。また、再発防止のため、平成24年10月及び11月に社内において全社員を対象とした情報セキュリティの研修を実施し、個人情報の適正な管理方法及び個人情報取扱要綱について再度遵守の徹底を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
124	水道局 (東京水道サービス株式会社)	タクシーチケットの使用及び管理基準を定めるべきもの	<p>東京水道サービス株式会社では、社員がタクシーを利用する際のタクシーチケットは、部長級以上の社員等において1冊単位（1冊20枚、1枚最高3万円分使用可能）で配布され、必要に応じて配付を受けた本人又は本人が部下等に配付して使用している。</p> <p>また、使用者は会社に使用した半券（利用者控）を渡し、会社はその半券とタクシー業者からの請求内訳を突合させて、使用状況を把握している現状で、会社は、社内規程などでは明確な使用基準等を作成していない状況にある。</p> <p>ところで、平成23年度のタクシー使用簿について見たところ、①使用簿には、出発地と到着地、使用者及び金額が記入されてはいるが、使用用途や、他の交通機関がなくタクシーを利用した理由等の記載がなかったこと、②支払に関しても、経費（旅費又は交際費）として支払って良いかを精査できない状態であるが、タクシー会社からの請求に基づいて、そのまま支払をしていること、③1冊単位で配布された後のタクシーチケットの管理は配付を受けた個人に任せており、使用枚数の管理は個人に配付した後、会社において行われていないことなどがそれぞれ認められた。</p> <p>会社は、このような状況を改善するとともに、経費の適正性を検証する必要があるため、明確なタクシーチケットの使用及び管理基準を定められたい。</p>	<p>タクシーチケット利用に関する事務取扱要綱を制定(平成25年1月17日付決定)し、平成25年1月18日に本社で開催した庶務担当課長会議において周知徹底を図り、平成25年2月から要綱に基づき事務を行っている。</p>
125	水道局 (東京水道サービス株式会社)	出張における復命書の作成報告を行うべきもの	<p>東京水道サービス株式会社は、社用出張における交通費、日当、宿泊料や出張命令書の様式について、旅費規程を定めている。</p> <p>ところで、「第7回IWA（国際水協会）世界会議・展示会出席並びに水道施設視察」（カナダモントリオールで開催、以下「IWA世界会議」という。）に伴う国外出張旅費の関係書類を見たところ、IWA世界会議（カナダ）の日程などはあったものの、その後出張しているアメリカにおける具体的な日程については、口頭で、関係会社の要請で南カリフォルニアの水道施設等を視察したものであるとしているが、書類はなかった。</p> <p>会社は社内規程において、出張内容を報告する復命書の作成報告に関して規程を定めていないため、結果的に、アメリカ出張の内容が分かる書類等を徴しておらず、適切でない。</p>	<p>就業規則を改正（平成24年12月4日付決定）し、非即日帰社の出張について、終了後の報告を義務付けた。（原則として出張報告書による報告）</p> <p>このことについて、平成24年12月10日、社内各部に通知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
126	水道局	発注の公平性・公正性を担保できるよう、発注に係る事務手続を見直すべきもの	<p>東京水道サービス株式会社は、区部及び多摩地区の配水小管設計業務を、水道局から受託し、設計の年間実施計画の管理、設計業者への発注案の作成、設計業者による設計の監理・審査等の業務を実施している。</p> <p>局は、競争見積りにて単価を決定した上で、複数の設計業者と設計委託の単価契約を締結しており、会社が設計業者の名簿から業者を選定して作成した発注案を受けて、個々の設計案件の発注を行っている。</p> <p>局は、業者発注について平準化を図るよう、会社への委託契約の仕様書等で求めており、基本的には名簿の順に年間実施計画で示された案件を割り当てて発注するが、請け負う余力がないなどの理由で設計会社が辞退する場合や、設計会社の業務の精通度合や地域性などを考慮して順番を入れ替える場合があるため、順番どおりの発注とはならないとしている。</p> <p>ところで、発注の案件・金額の結果を見たところ、業者間で請負件数に差が生じていることが認められた。</p> <p>このことについて、会社における業者選定の事務を見たところ、業者の辞退以外の事由で順番を変えた場合の記録はしていないことなどから、順番どおりの発注を行わなかったことにより請負件数に差が生じることについて、合理的な理由があるか確認できない状況となっており、適切でない。</p> <p>局は、発注の公平性・公正性を担保できるよう、事務手続を見直されたい。</p>	<p>給水部では、平成24年11月29日実施の設計係長会にて順番に発注するように周知徹底を図った。</p> <p>平成25年度仕様書へ「受託者は、発注の公平性・公正性を担保できるようにするため、年間の発注経緯が分かる管理表等を整備し、当局の求めに応じて提示できるようにしておくこと。」を追記した。</p> <p>多摩水道改革推進本部では、公平・公正な発注であることを確認できるようにするため、平成25年度より、発注の内容について、様式や管理表により記録を残すように、事務手続の見直しを行った。</p> <p>このことについて、平成24年12月27日に、多摩水道改革推進本部と東京水道サービス株式会社合同の設計係長会を開催し、周知を図った。</p> <p>なお、管理表については、東京水道サービス株式会社において、区部及び多摩地区ごとに一元的に管理を行うものとなる。</p>

[平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
127	中央卸売市場	行政財産の使用許可手続を適正に行うべきもの	<p>中央卸売市場が所管する土地や建物等の行政財産については、法令その他の定めるところにより、その用途又は目的を妨げない限度において条件を満たした者にその使用を許可することができるとしている。</p> <p>ところで、築地市場では、その敷地内において、下水道局が施工する工事（工事期間：平成22.7.1～平成25.7.31）に伴う警備員の詰所（2か所）として、土地の一部を施工業者に使用させていたが、監査日（平成24.10.10）現在、使用許可の手続を行っていなかった。</p>	<p>行政財産の使用許可手続を適正に行うに当たっては、行政財産の評価額を確定させる必要があることから、まず財務局に平成25年1月25日、評価依頼を行った。</p> <p>市場は、財務局からの回答に基づき、平成25年3月1日からの使用許可手続を行った。</p>
128	建設局	廃止した道路の事務処理を適正に行うべく手続を見直すべきもの	<p>建設局は、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、都道の区域変更を行い、これにより廃止した都道（以下「廃道」という。）について、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第2条により、道路廃止の公示を行っている。</p> <p>廃道の事務処理手続は、都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱（平成18年4月）及び同実施細目並びに財産情報システムの事務処理フローにより定められている。</p> <p>ところで、財産情報システムの事務処理フローによれば、廃道の敷地は、行政財産（土地）として管理しなければならないが、局は、インフラ資産（道路）として管理し続けていることが認められた。これは、廃道した際の財産処理について、手続に不備があるため、不適正な財産管理となったものである。</p>	<p>総務部用度課は、廃道となった土地に係る財産情報システム上の処理について、適切に行うよう文書「資産除却時の財産情報システム上の処理について」（平成25年1月18日24建総用第1012号）で改めて所へ周知した。</p> <p>また、都道を廃道する事案が生じた時は、用度課を協議先とすることで、インフラ資産から行政財産へ切り替える必要がある事案を適時に把握し所を指導できるよう手続を見直した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
129	港湾局	事業所跡地についてより実態に見合った使用許可を検討すべきもの	<p>港湾局が所管する芝浦第二荷役連絡所等の跡地（所在地：港区海岸三丁目、4、047.22㎡、台帳価格：4億8,161万9,180円）については、公共施設と公共住宅との合築計画があったが、実施が止まっている。このため局は、港湾施設用地として暫定的に利活用することとし、港湾関係者であるAに使用許可を行い、Aは主に港湾関係者向けの駐車場として使用している。</p> <p>ところで、Aへの使用許可状況としては、駐車場は、①港湾関係者が使用する車両整理場（月極め、3,569.70㎡、合計103台）と、②近隣のふ頭における違法駐車対策として、港湾関連事業者だけでなく一般利用者も使用できる駐車場（以下「一般利用者等駐車場」という。）（時間貸し、477.15㎡、合計37台）に区分されている。</p> <p>しかしながら、一般利用者等駐車場のエリアについては、満車に近い駐車状況であったが、車両整理場のエリアについては、現状の契約台数が、駐車可能台数の50%以下となっており、車両整理場エリアの一部を一般利用者等駐車場のエリアに変更することも可能な状況となっている。</p> <p>局は、当該跡地について、港湾関係者向けの車両整理場としての必要な台数及び一般利用者等駐車場としての必要性や適正規模等を検証の上、エリアの変更を行うなど、より実態に見合った使用許可を検討されたい。</p>	<p>ふ頭近隣の違法駐車について調査を行うなど、一般利用者等駐車場増の必要性を確認したことから、平成25年度の使用許可に当たっては、一般利用者等駐車場のエリアを現行より広げて使用許可し、効率的な施設利用を図ることとした。</p> <p>今後は、柔軟なエリア変更を認めるとともに、年4回程度、利用状況報告をさせ、施設規模の適正性を確認していくこととする。</p>
130	産業労働局	利用率が低い会議室を有効活用すべきもの	<p>産業労働局は、秋葉原庁舎（所在地：千代田区神田佐久間町一丁目、地上8階地下1階、延床面積：7,412.91㎡、台帳価格：16億3,534万757円）の一部を公益財団法人東京都中小企業振興公社に有償で使用許可及び貸付している。</p> <p>ところで、この庁舎の地下会議室（65㎡）は局が管理・使用しているが、平均すると月に5日程度しか利用されず利用状況は芳しくないこと、また、当該会議室を公社に使用させる際には使用料を徴収していないことが認められた。</p> <p>一方で、公社の執務室等として使用許可している4階及び5階は執務スペースや収納スペースに不足が生じているため、共用部分も使用しているなど不適切な使用状況が認められた。</p> <p>局は、これらの実態を踏まえ、公社に使用許可するなど、利用率が低い地下会議室を有効活用されたい。</p>	<p>地下1階会議室及び公社が専有的に使用していた共用部分について、平成25年2月1日付で公社に対し使用許可を行った。</p>